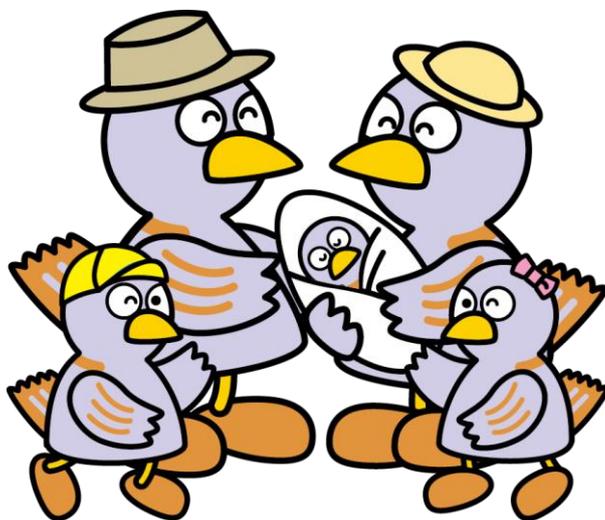


県民コメント(閲覧用・配布用資料)

【意見募集期間】

令和元年11月22日～令和元年12月19日

「埼玉県子育て応援行動計画」 (令和2～6年度) 計画案



埼玉県のマスコット コバトン



彩の国 埼玉県

目次

第1章 総論	3
I はじめに.....	4
1 計画策定の趣旨.....	4
2 計画の位置付け.....	5
3 計画の期間.....	5
4 計画の進行管理と公表.....	5
II 埼玉県の子育てをめぐる現状.....	6
1 少子化の状況.....	6
2 子育てや就労をめぐる状況.....	13
3 ひとり親世帯の状況.....	19
4 子供や若者の状況.....	21
5 子供の貧困の状況.....	24
6 児童虐待・社会的養育をめぐる状況.....	26
III 基本理念.....	30
IV 施策の方向性.....	31
 第2章 施策の展開	 32
施策体系.....	33
1 結婚・出産の希望実現.....	34
(1)結婚を望む人への支援.....	34
(2)不妊・不育症に悩む人への支援.....	34
(3)ライフデザイン構築の支援.....	34
(4)若年者の経済的自立の支援.....	35
2 親と子の健康・医療の充実.....	36
(1)妊娠から子育てまでの切れ目ない支援.....	36
(2)周産期医療の充実.....	36
(3)小児医療の充実.....	37
(4)医療に係る経済的支援.....	37
3 「子育て」と「子育て」の支援.....	39
(1)家庭の子育て力の充実.....	39
(2)「孤育て」にしない地域の子育て力の充実.....	39
(3)質の高い幼児教育・保育の充実.....	41
(4)学校教育の充実.....	42
(5)子育てに係る経済的負担の軽減.....	44

4	ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	45
	(1)企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成	45
	(2)男性の家事・育児の促進	45
5	「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援	46
	(1)「子供の貧困」対策の推進	46
	(2)ひとり親家庭への支援	47
	(3)障害児への支援	47
	(4)一人ひとりの状況に応じた支援	48
6	児童虐待防止・社会的養育の充実	49
	(1)子供を児童虐待から守る地域づくり	49
	(2)社会的養育の充実	51
7	子育てしやすいまちづくりの推進	54
	(1)子供にとって安全・安心なまちづくりの推進	54
	(2)子育てしやすい住環境の整備	55
別表1	子ども・子育て支援事業支援計画における「量の見込」と「提供体制」等	56
別表2	「指標 里親等委託率」の推計	59

第1章 総論

I はじめに

1 計画策定の趣旨

子供は適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護され、心身ともに健やかに育成される権利を有する存在であると同時に、次世代の担い手であり、社会全体で子育てを応援しなければなりません。

埼玉県においては、平成27(2015)年3月に策定した「埼玉県子育て応援行動計画」(計画期間:平成27年度～令和元年度)に基づき、少子化対策及び子育て支援策を積極的に行ってきました。

しかしながら、全国的にも、本県においても依然として少子化傾向は続いており、本県の合計特殊出生率は平成30(2018)年で1.34と全国平均1.42を下回り、全国40位となっております。

少子化には、未婚化や晩婚化、非正規雇用者の増加など、様々な要因や背景があり、出産や子育てを取り巻く環境にも難しい課題が残されています。安心して子供を産み育てられる環境をつくり、少子化の進行に歯止めをかけるためには、結婚から妊娠・出産、そして子育てへの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが重要です。

こうしたことから、今後の少子化対策や子育て支援策の内容、目標等を明確にするために、第4期目となる「埼玉県子育て応援行動計画」(計画期間:令和2年度～令和6年度)を策定しました。この計画に基づき、SDGs*の理念により、引き続き、国、市町村、企業、地域社会などと連携し、子供を産み育てることに希望の持てる社会づくりを進めます。

* 2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標

2 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく……都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく……都道府県行動計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく……都道府県子どもの貧困対策計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく……都道府県自立促進計画
- 厚生労働省通知*1に基づく……都道府県母子保健計画
- 厚生労働省通知*2に基づく……都道府県社会的養育推進計画

3 計画の期間

令和2年(2020年)度から令和6年(2024年)度までの5年間とします。

4 計画の進行管理と公表

本計画を着実に推進していくため、各指標の達成状況を、埼玉県児童福祉審議会において、毎年度1回以上報告し確認を行うとともに、ホームページで広く県民や関係者に公表します。

また、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

*1 母子の健康水準向上のための国民運動計画「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえ、母子保健計画策定指針を示したもの。母子保健計画の主体は市町村及び都道府県としている。

*2 平成28年改正児童福祉法の理念のもとに「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられたことを踏まえ、都道府県社会的養育推進計画の策定要領を示したもの。「家庭養育優先原則」を徹底し、子供の最善の利益を実現していくこと等が求められている。

Ⅱ 埼玉県の子育てをめぐる現状

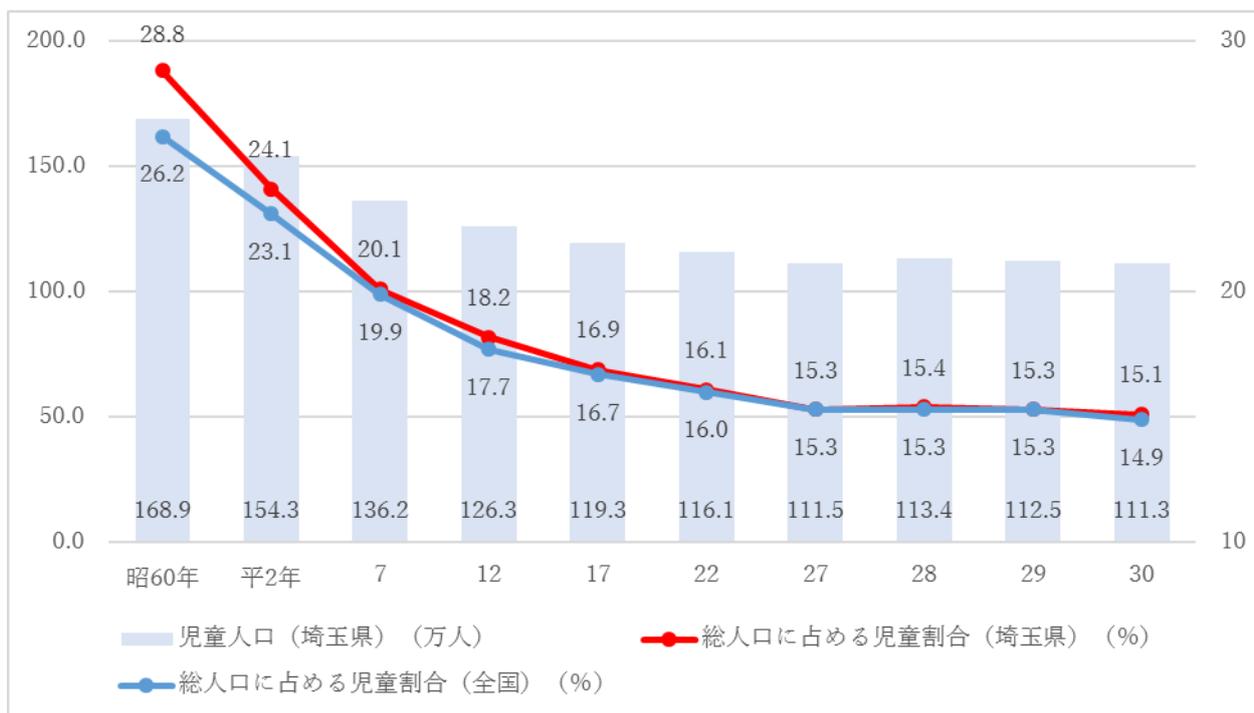
1 少子化の状況

(1) 児童人口の減少

本県における18歳未満の児童人口は、昭和60(1985)年には約168万9千人でしたが、その後、徐々に減少し、平成30(2018)年には約111万3千人となっています。

また、総人口に占める児童人口の割合は、昭和60(1985)年には28.8%でしたが、平成30(2018)年には15.1%となっており、約7人に1人が18歳未満の児童となっています。

児童人口と総人口に占める児童割合の推移(埼玉県、全国)

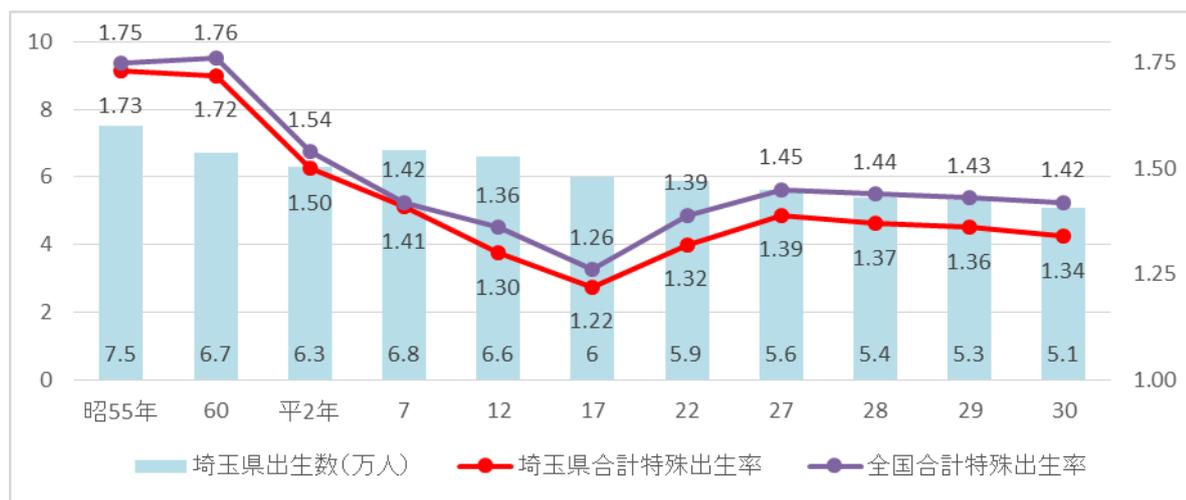


(資料:昭和60年～平成27年 総務省「国勢調査」、平成28～30年 厚生労働省「人口動態統計」、平成28～30年「埼玉県町(丁)字別人口調査」)

(2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県における出生数は昭和48(1973)年以降、平成2(1990)年頃まで減少を続け、いったん増加したものの平成12(2000)年から減少傾向にあります。合計特殊出生率を見ると、昭和60(1985)年から平成17(2005)年にかけて、1.72から1.22へと減少し、それ以降上昇に転じたものの、近年は微減が続いています。平成30(2018)年は1.34で、これは全国の1.42を下回り、全国第40位となっています。

出生数及び合計特殊出生率の推移(埼玉県、全国)

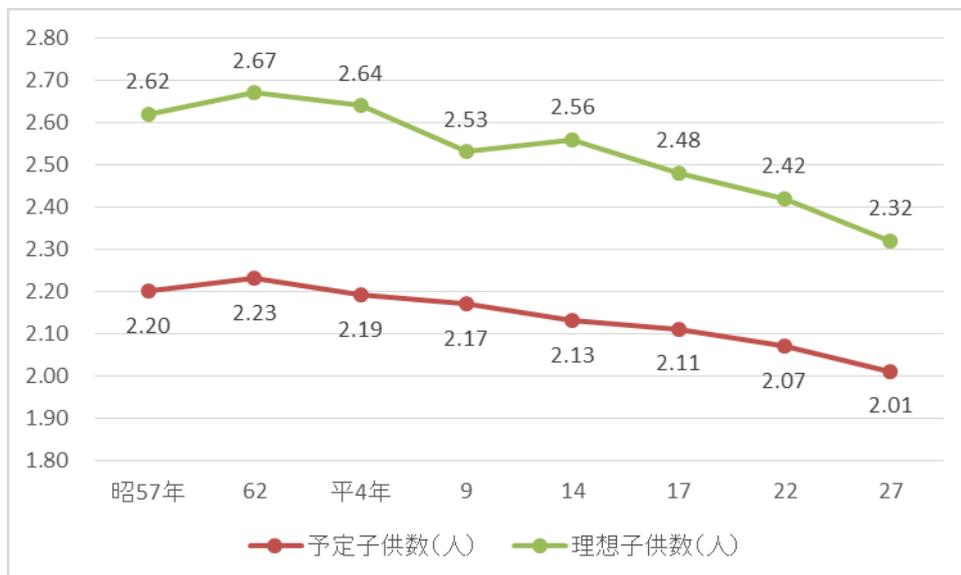


(資料:総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」)

(3) 予定子供数と理想子供数

平成27(2015)年における夫婦にとっての理想的な子供の数(理想子供数)が平均で2.32人であるのに対して、実際に持つつもりの子供の数(予定子供数)は2.01人となっています。

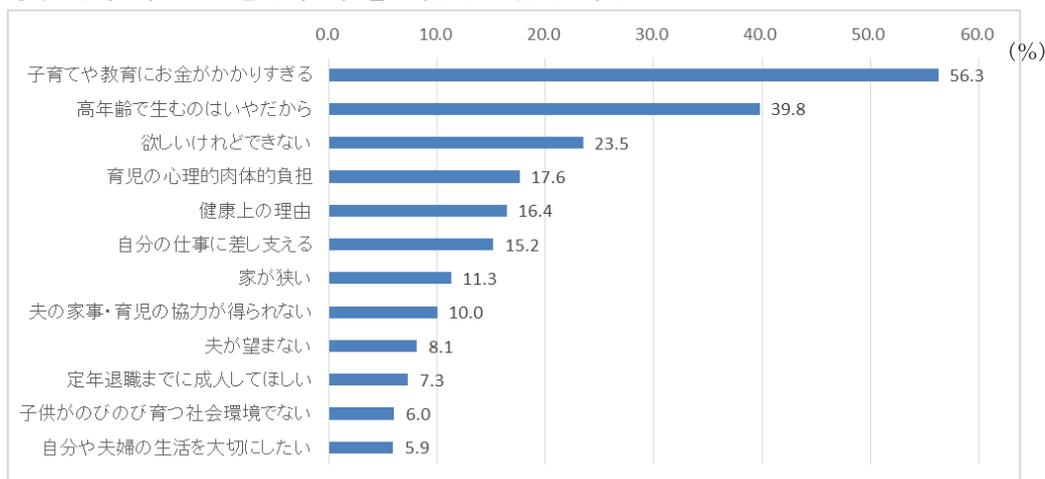
予定子供数・理想子供数(全国)



(資料: 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(平成4~27年)」、「出産力調査(昭和57~62年)」)

また、予定子供数が理想子供数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が第1位で、以下、「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどできない」の順となっています。

予定子供数が理想子供数を下回る理由(全国)



(資料: 平成27年 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」)

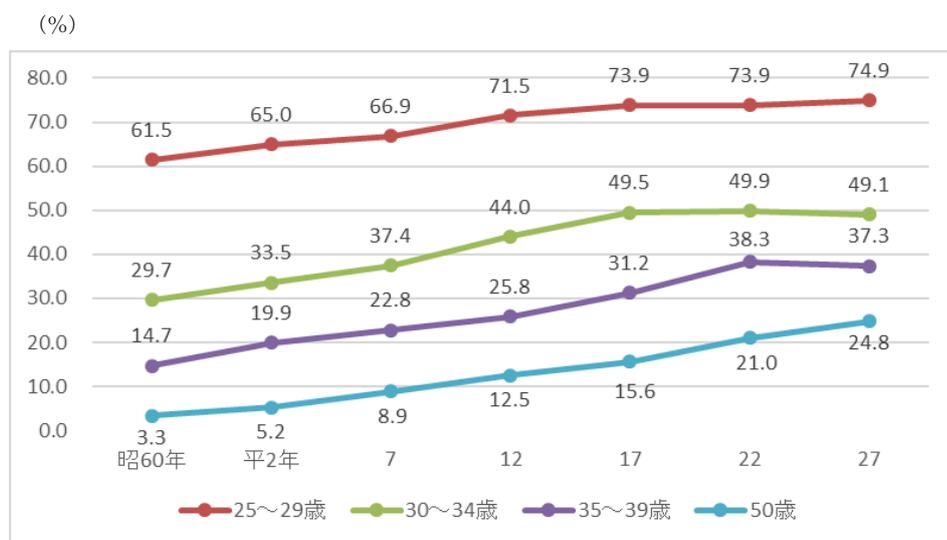
(4) 未婚率

本県における未婚率は男女ともに昭和60(1985)年以降、大幅に上昇しています。特に、35歳～39歳の男性の未婚率は、昭和60(1985)年の14.7%から平成27(2015)年には37.3%に大幅に上昇しています。また25歳～29歳の女性の未婚率も、昭和60(1985)年の29.7%から平成27(2015)年には63.2%に大幅に上昇しています。

全国平均と比較すると、男性はいずれの年代も全国平均よりも未婚率が高く、女性は30歳以上については全国平均より未婚率が低くなっています。

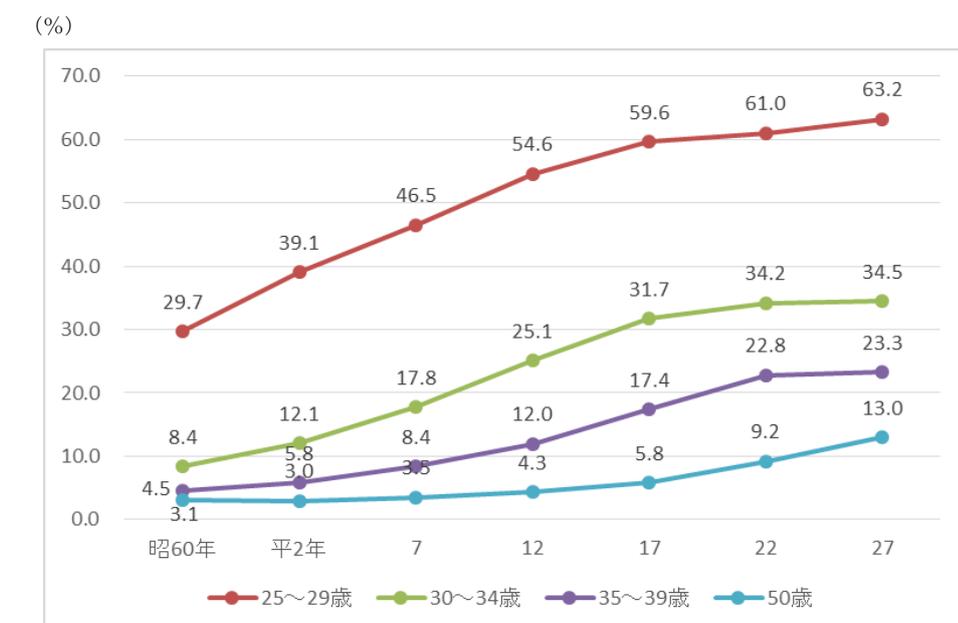
未婚率の推移(埼玉県)

①男性



(資料:総務省「国勢調査」)

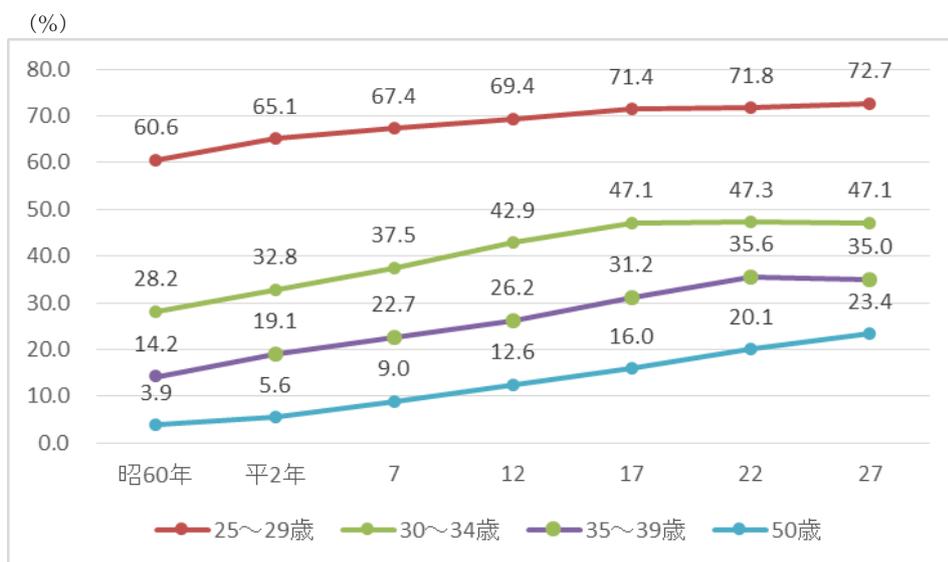
②女性



(資料:総務省「国勢調査」)

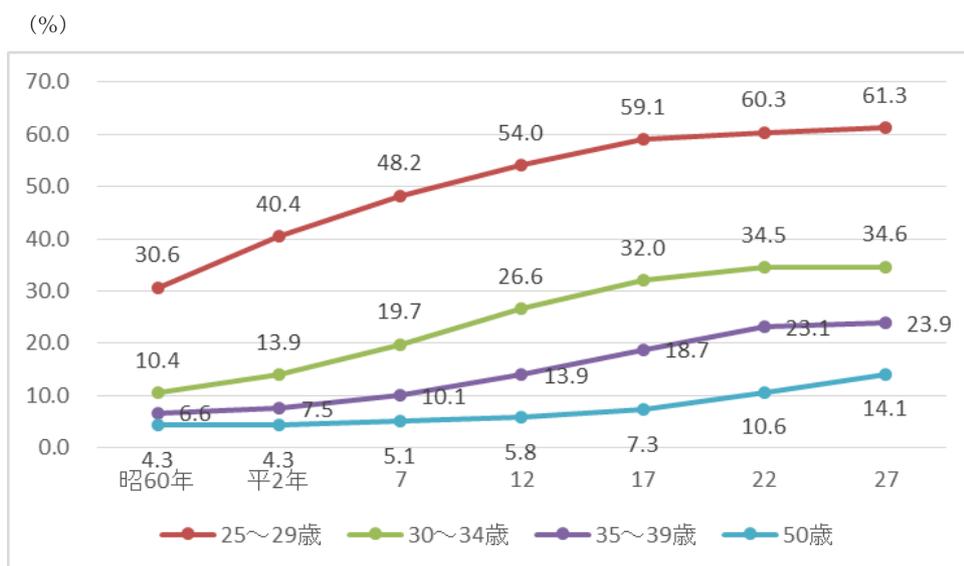
未婚率の推移(全国)

①男性



(資料:総務省「国勢調査」)

②女性



(資料:総務省「国勢調査」)

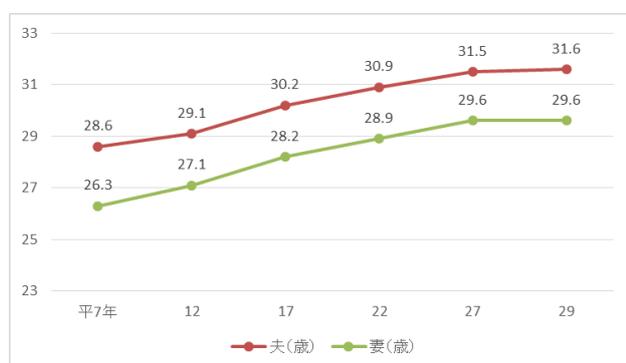
(5) 平均初婚年齢と第1子出産年齢の上昇

本県における平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向にあります。夫の初婚年齢は平成7(1995)年の28.6歳から平成29(2017)年には31.6歳に、妻の初婚年齢は平成7(1995)年の26.3歳から平成29(2017)年には29.6歳に上昇していることから、年々晩婚化が進んでいることが分かります。

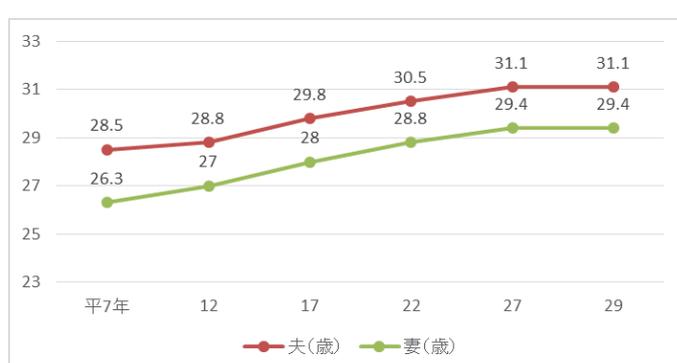
本県における第1子出産年齢は、平成7(1995)年の27.6歳から平成29(2017)年には30.8歳に上昇し、全国と比較すると、平均初婚年齢、第1子出産年齢のいずれも本県の方が高く、晩婚化、晩産化が進んでいることが分かります。

平均初婚年齢の推移

(埼玉県)

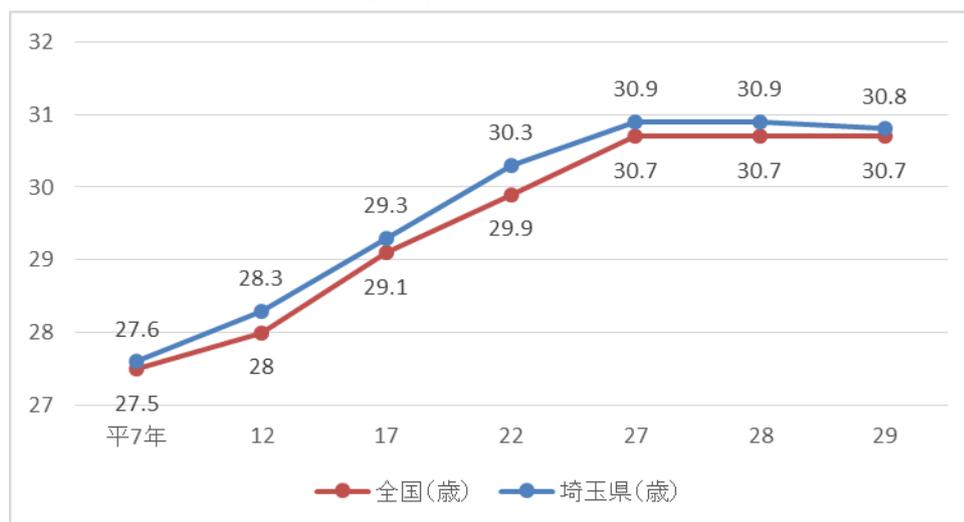


(全国)



(資料:厚生労働省「人口動態統計調査」)

第1子出産年齢の推移(埼玉県、全国)

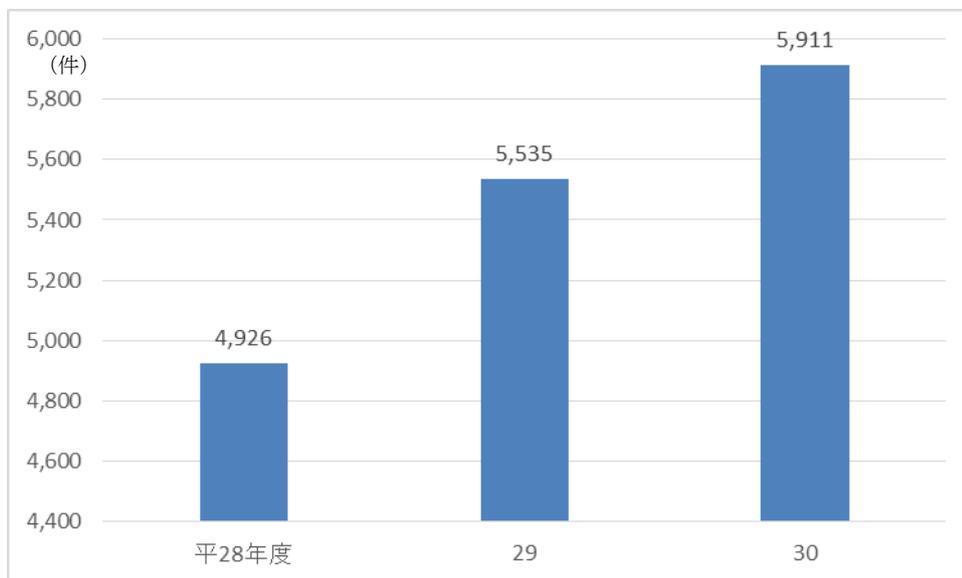


(資料:厚生労働省「人口動態統計調査」)

(6) 不妊治療費助成事業の状況

埼玉県が実施した体外受精及び顕微授精の治療費助成件数は、平成28年度の4,926件から平成30年度は5,911件となっています。

助成件数(埼玉県)※さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く



(県健康長寿課調べ)

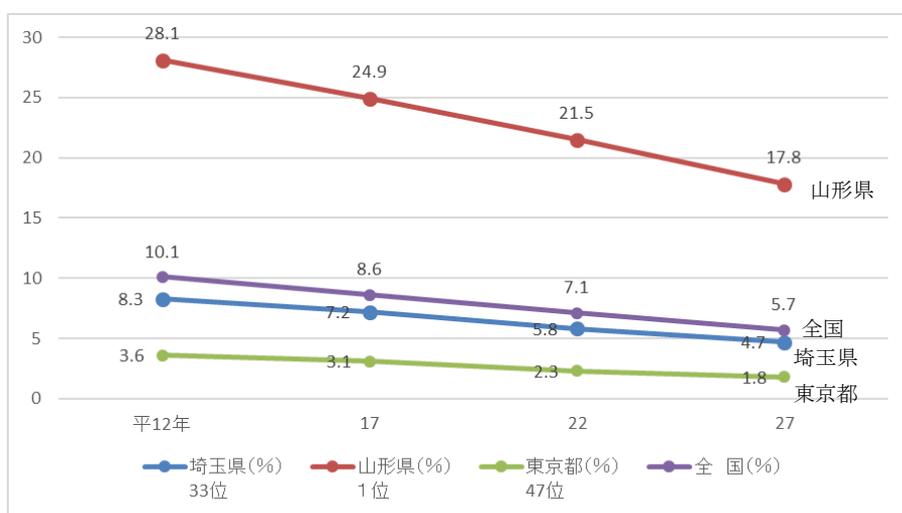
2 子育てや就労をめぐる状況

(1) 世帯の状況

世帯の状況の変化について見ると、一般世帯に占める三世帯世帯の割合は、全国的にも減少していますが、本県においても平成12(2000)年の8.3%から平成27(2015)年には4.7%に減少し、子育て中の夫婦は親からの援助を受けにくくなっていることがうかがえます。埼玉県は全国平均を少し下回る水準ですが、全国1位の山形県とは大きな差があることが分かります。

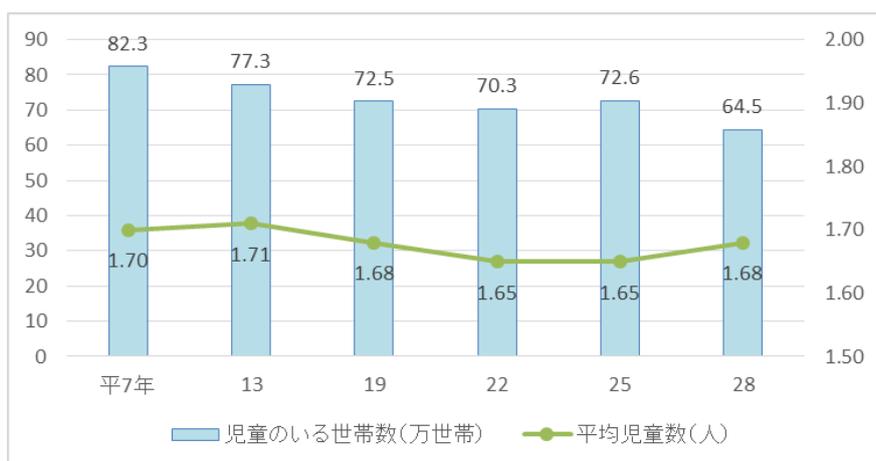
また、18歳未満の児童のいる世帯は、平成7(1995)年の約82万3千世帯から平成28(2016)年には約64万5千世帯に減少し、子供のいる世帯における平均子供数も1.70人から1.68人に減少しています。

一般世帯に占める三世帯世帯の割合の推移(埼玉県、全国、東京都、山形県)



(資料:平成27年 総務省「国勢調査」)

児童のいる世帯数と1世帯当たりの平均児童数(埼玉県)

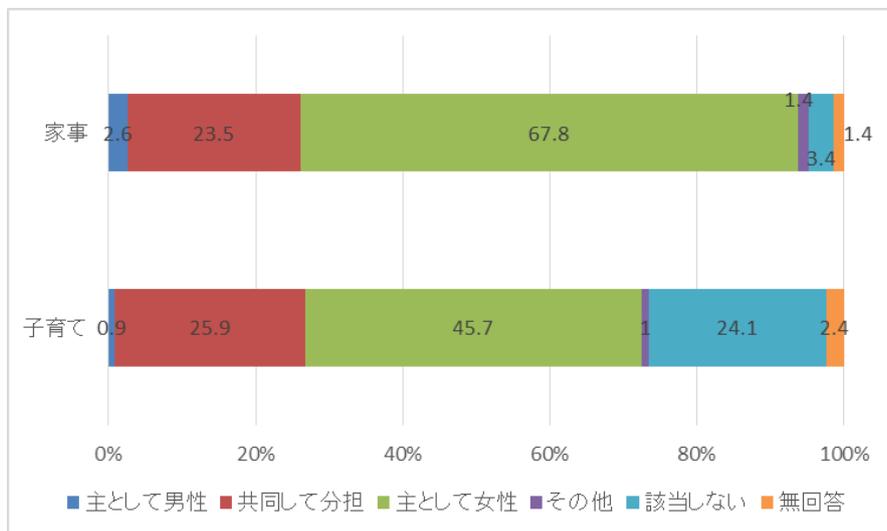


(資料:平成28年 厚生労働省「国民生活基礎調査」)

(2) 家庭生活での役割分担

「家庭において家事や子育てを主に行っているのは誰か」について調べたところ、「主として女性」との回答が最も多く、依然として女性の負担が大きくなっています。

家庭生活での役割分担(埼玉県)

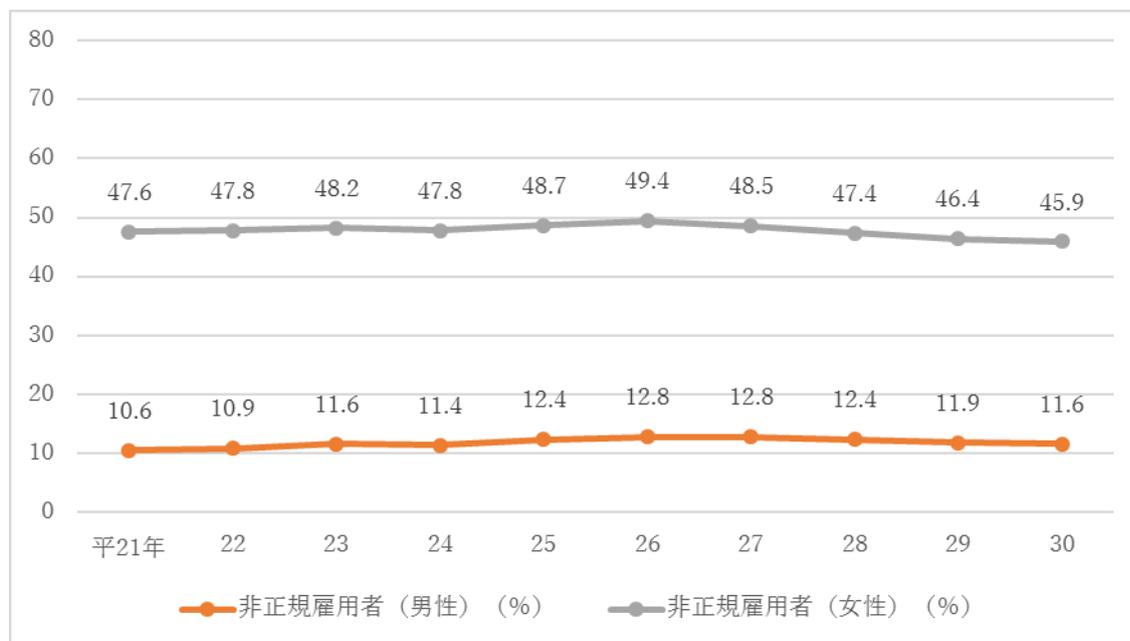


(資料:埼玉県「平成30年度男女共同参画に関する意識・実態調査」)

（3）非正規雇用者の増加

平成21年から平成30年までの25歳から44歳までの非正規雇用者の割合を見ると、男性、女性ともに、若干の増減はあるもののほぼ横ばいとなっており、依然として雇用が不安定な状況が続いています。

25歳から44歳までの非正規雇用者の推移(全国)

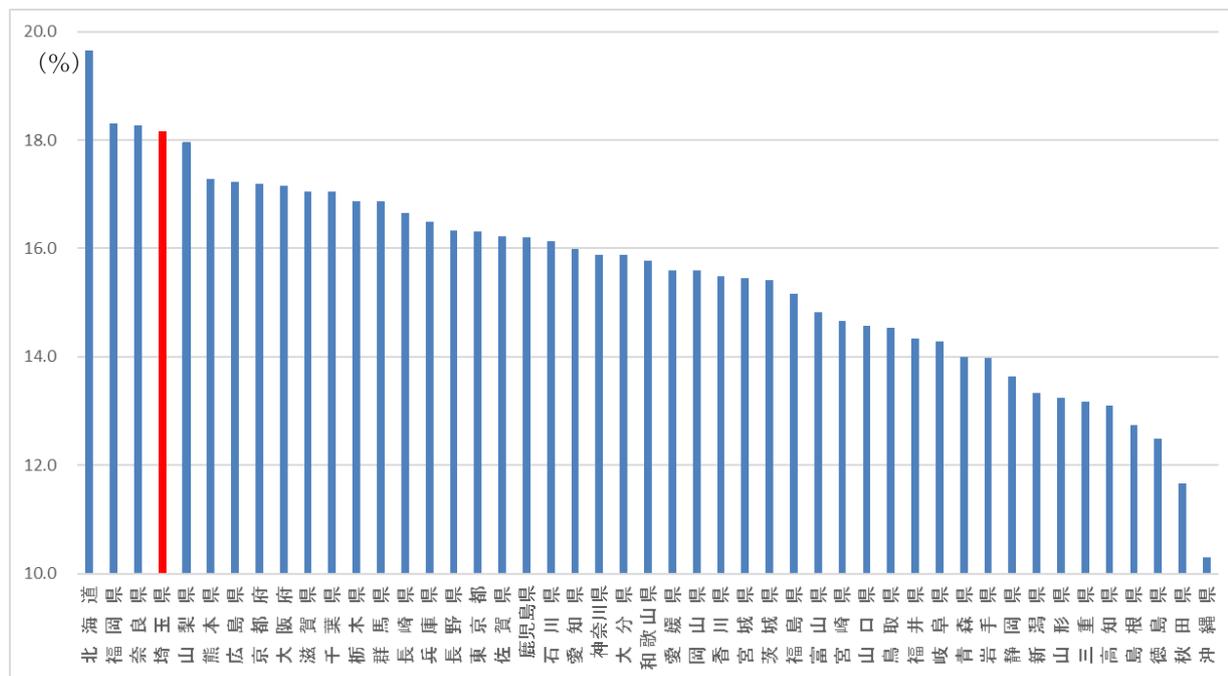


（資料：平成30年 総務省「労働力調査」）

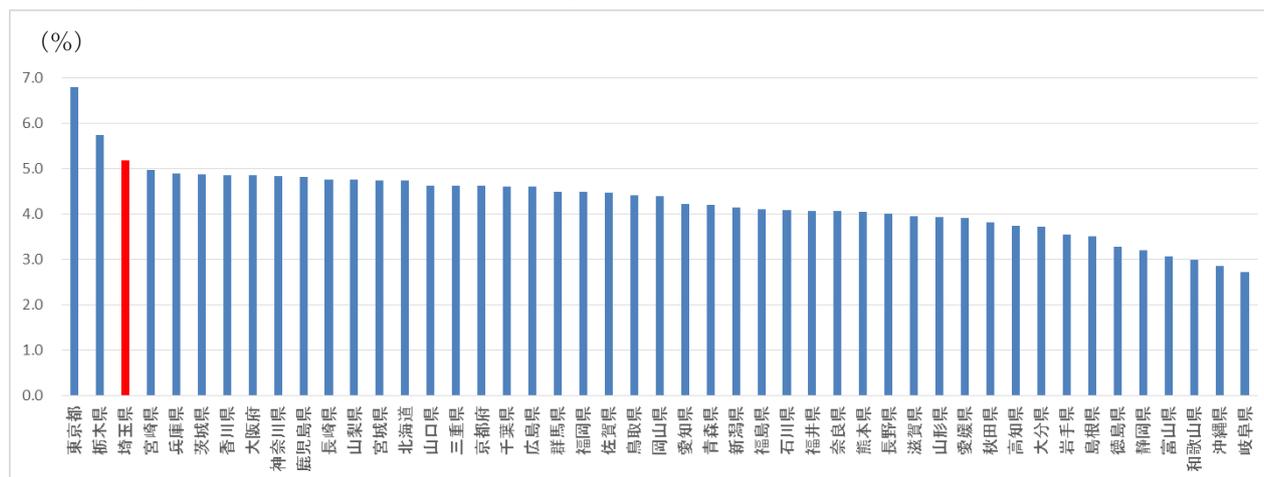
(4) 就業時間の状況

本県の25歳から44歳の就業者のうち、週60時間以上(年間就業日数200日以上)働いている者の割合は、男女ともに他県と比べて高く、子育て期にある世代が仕事に時間を割いており、特に男性が子育てに充てる時間が取りにくくなっていることがうかがえます。

25~44歳の男性の就業者のうち週60時間以上就業している者の割合(全国)



25~44歳の女性の就業者のうち週60時間以上就業している者の割合(全国)

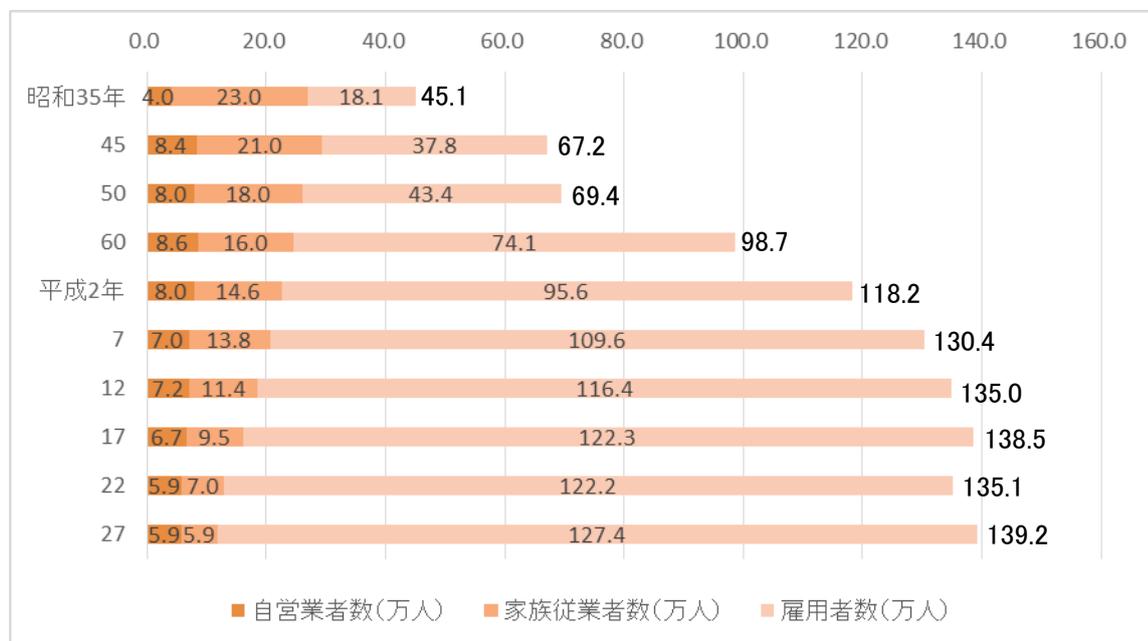


(資料:平成29年 総務省「就業構造基本調査」)

(5) 働く女性の増加

本県の女性就業者は平成27(2015)年には約139万2千人となっており、中でも雇用労働者の占める割合が増えています。平成27(2015)年の女性雇用労働者は、女性就業者の91.5%の約127万4千人となっています。

女性就業者数の推移(埼玉県)



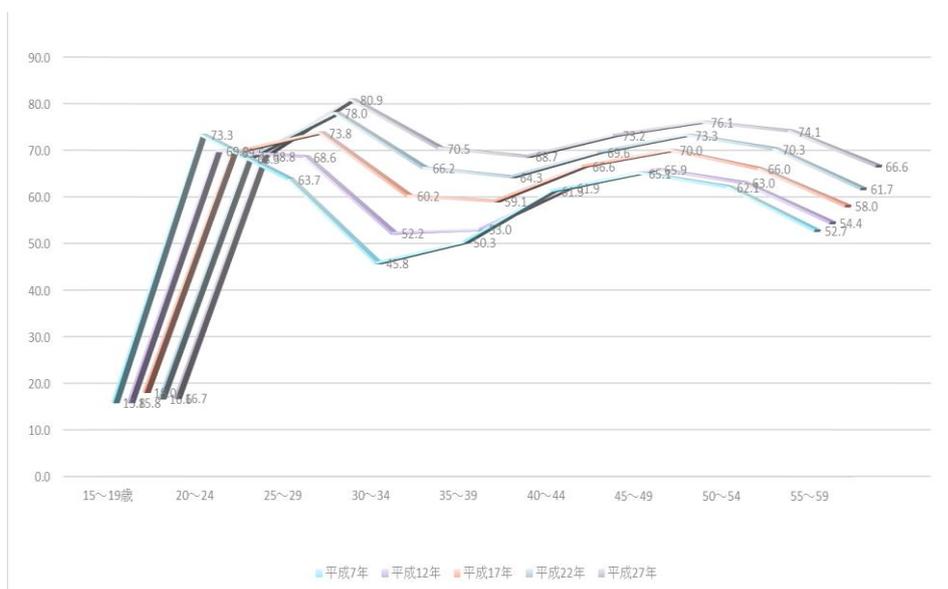
(資料:平成27年総務省「国勢調査」)

女性の労働力率を年代別に見ると、30歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M字カーブ*」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

M字型の底は平成7(1995)年が45.8%。平成12(2000)年が52.2%、平成17(2005)年が59.1%、平成22(2010)年が64.3%、平成27(2015)年が68.7%と上昇しており、仕事と子育ての両立を図る女性が増えています。

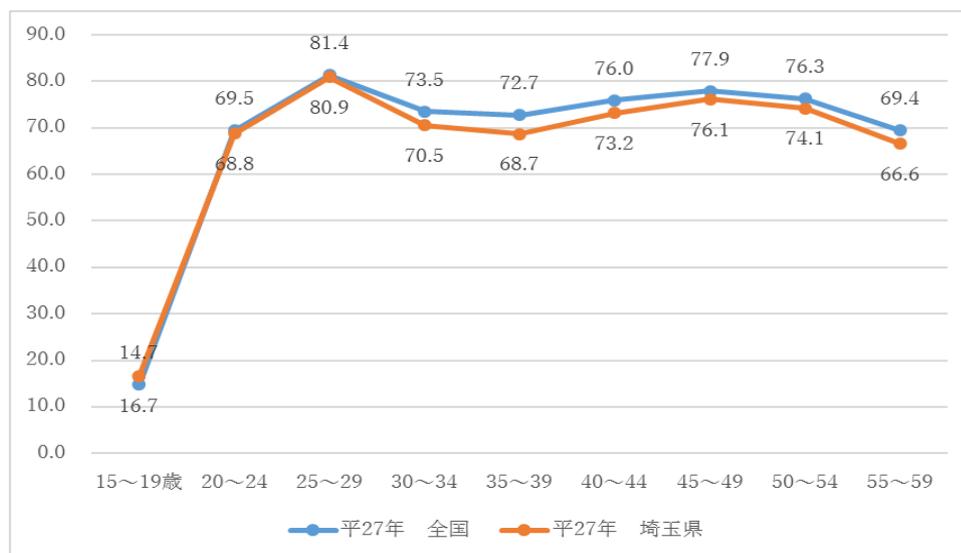
* M字カーブが深いほど結婚や出産を機に仕事を離れて子育てに専念し、子育てが一段落してから再び職に就く女性が多いことを示す。

女性の労働力率の推移(埼玉県)



(資料:総務省「国勢調査」)

女性の労働力率(埼玉県、全国)



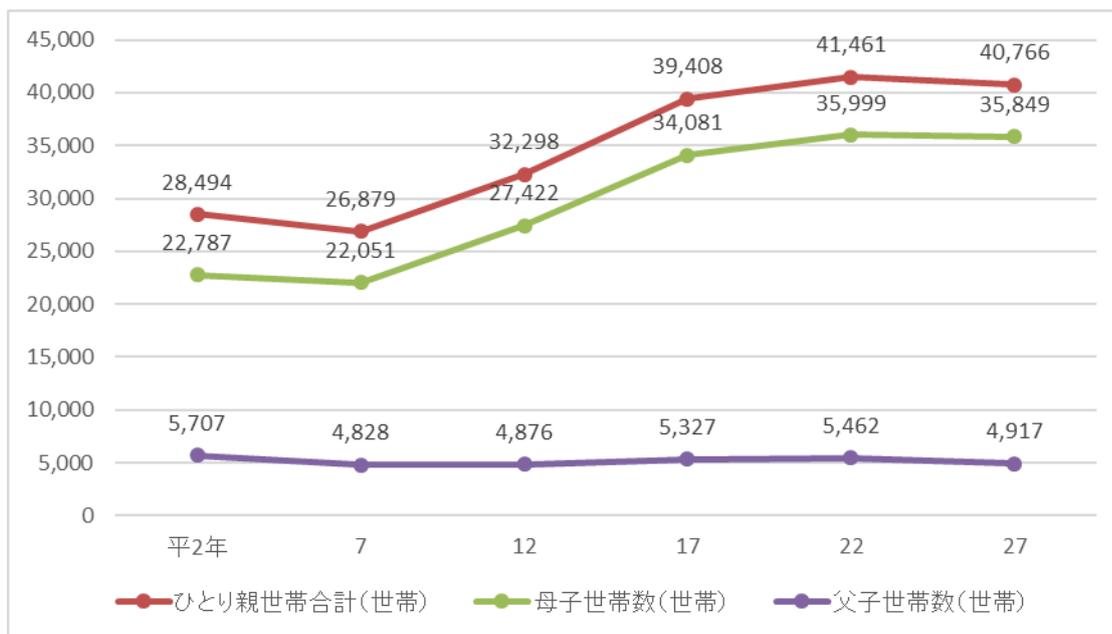
(資料:平成27年 総務省「国勢調査」)

3 ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯数

本県におけるひとり親世帯数は、平成27(2015)年には、40,766 世帯と平成7(1995)年の26,879 世帯と比較すると、約1.5倍増加しています。ひとり親世帯のうち約9割が母子家庭となっており、ひとり親世帯になった理由としては、離婚が約8割を占めています。

ひとり親世帯数の推移(埼玉県)



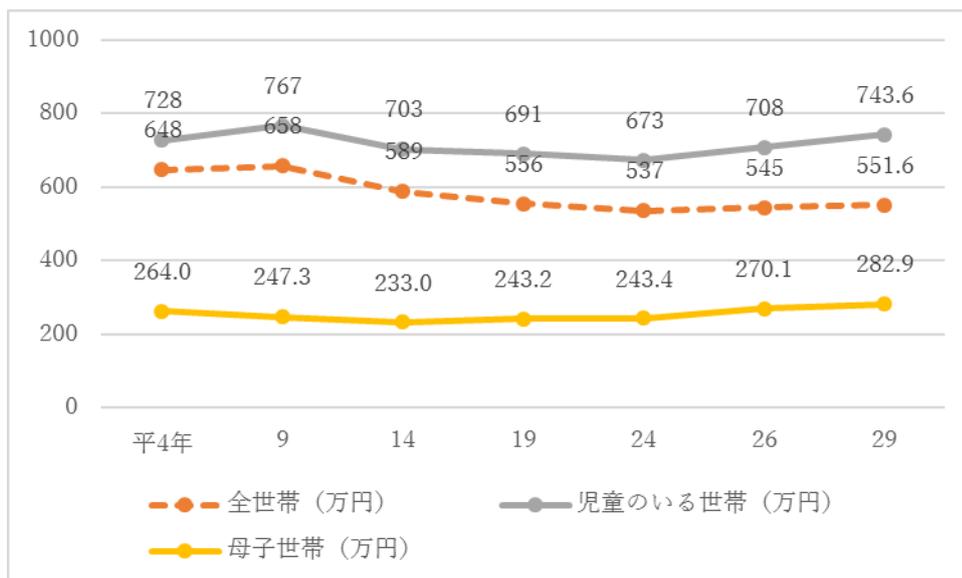
(資料:平成27年 総務省「国勢調査」)

(2) ひとり親世帯の平均年間収入と悩み

全国の母子世帯の平均年間所得の推移を見ると、平成4(1992)年から平成24(2012)年までは、ほぼ横ばいとなっています。依然として母子世帯は、全世帯、とりわけ児童のいる世帯と比べて平均年間所得額に大きな差がある状況です。

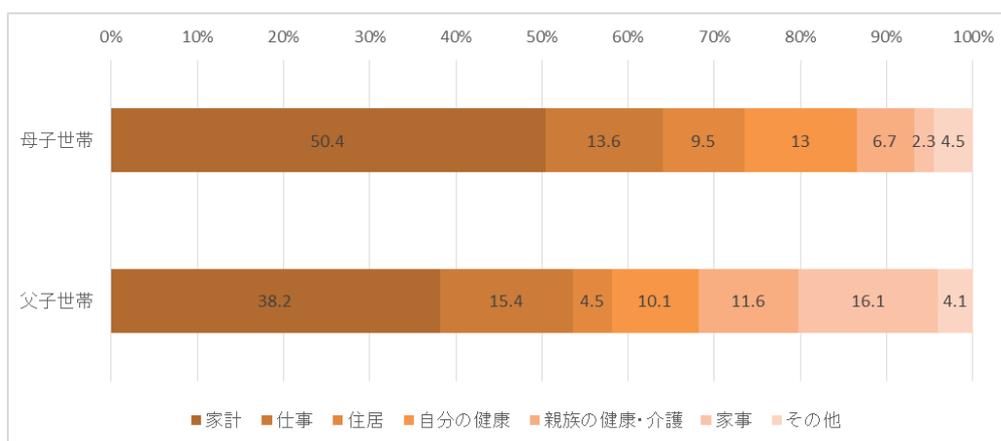
また、全国のひとり親世帯の悩みとして、母子・父子世帯ともに「家計について」が全体の多くを占めており、特に母子世帯では約半数となっています。

世帯当たりの平均年間所得(全国)



(資料:平成30年 厚生労働省「国民生活基礎調査」)

ひとり親世帯の悩み(全国)



(資料:厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」)

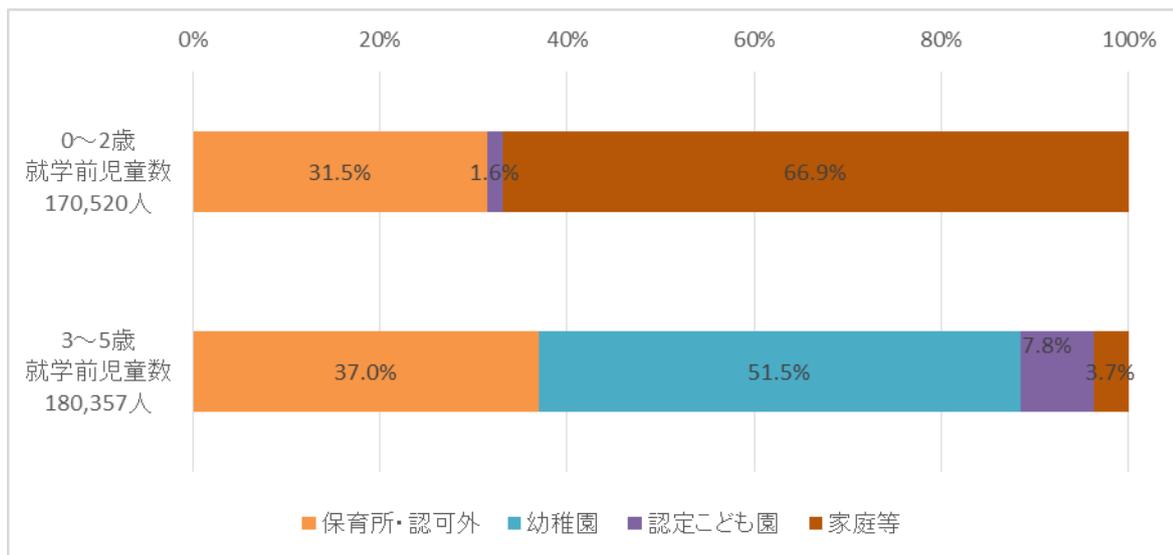
4 子供や若者の状況

(1) 就学前の子供たち

本県の子供の昼間の主な居場所を見ると、0歳から2歳の子供の26.9%が保育所や認可外保育施設に、1.6%が認定こども園に通っており、71.5%が家庭等で育てられています。

また、3歳から5歳では、保育所や認可外保育施設に37.0%、幼稚園に51.5%、認定こども園に7.8%通っており、家庭等で育てられている子供は3.7%となります。

就学前の保育状況(埼玉県)

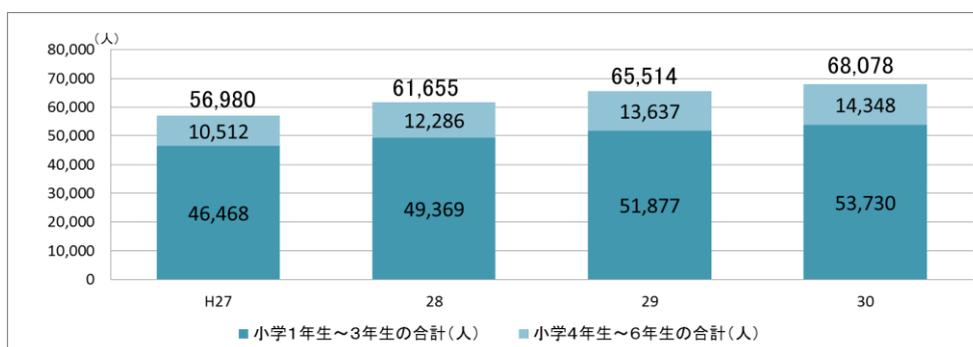


(資料:令和元年度県少子政策課調べ)

(2) 学齢期の子供たち

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業については、女性就業率の増加等もあり年々利用者が増加しています。

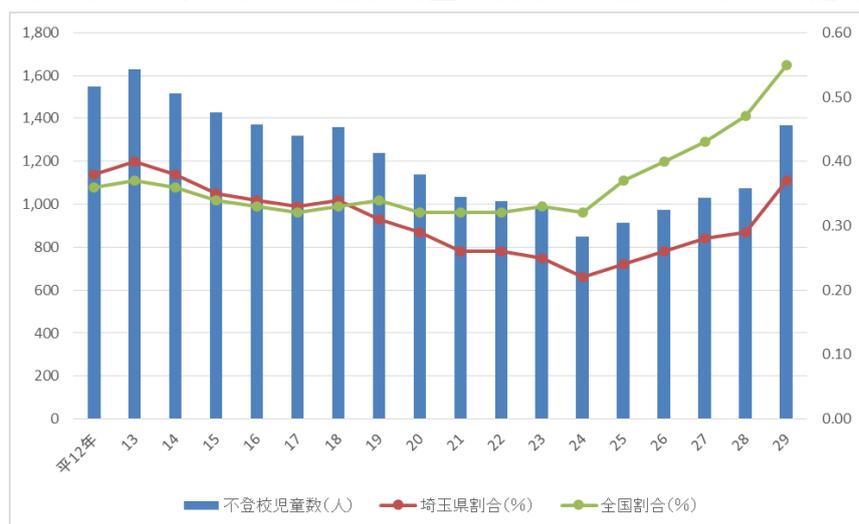
放課後児童クラブの登録児童数の推移(埼玉県)



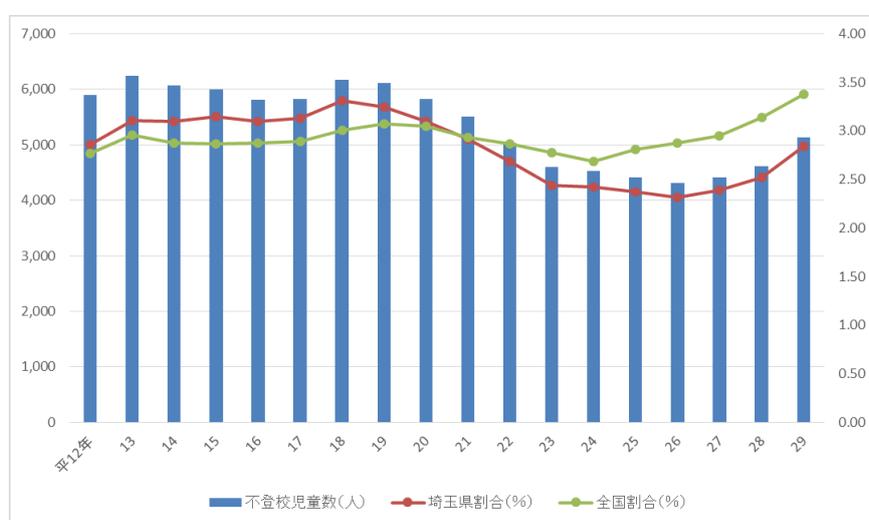
(平成30年厚生労働省「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」)

小・中学校における不登校児童の割合は、平成18(2006)年度以降減少が続いていたものの、小学校では平成24(2012)年度、中学校では平成26(2014)年度に上昇に転じました。不登校の要因や背景は多様化かつ複雑化しており、その解決のためには、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応や未然防止・早期対応の仕組みの充実が大切です。引き続き教育相談等をより一層推進していく必要があります。

埼玉県公立小学校の不登校児童生徒数と不登校の割合の推移(埼玉県、全国)



埼玉県公立中学校の不登校児童生徒数と不登校の割合の推移(埼玉県、全国)

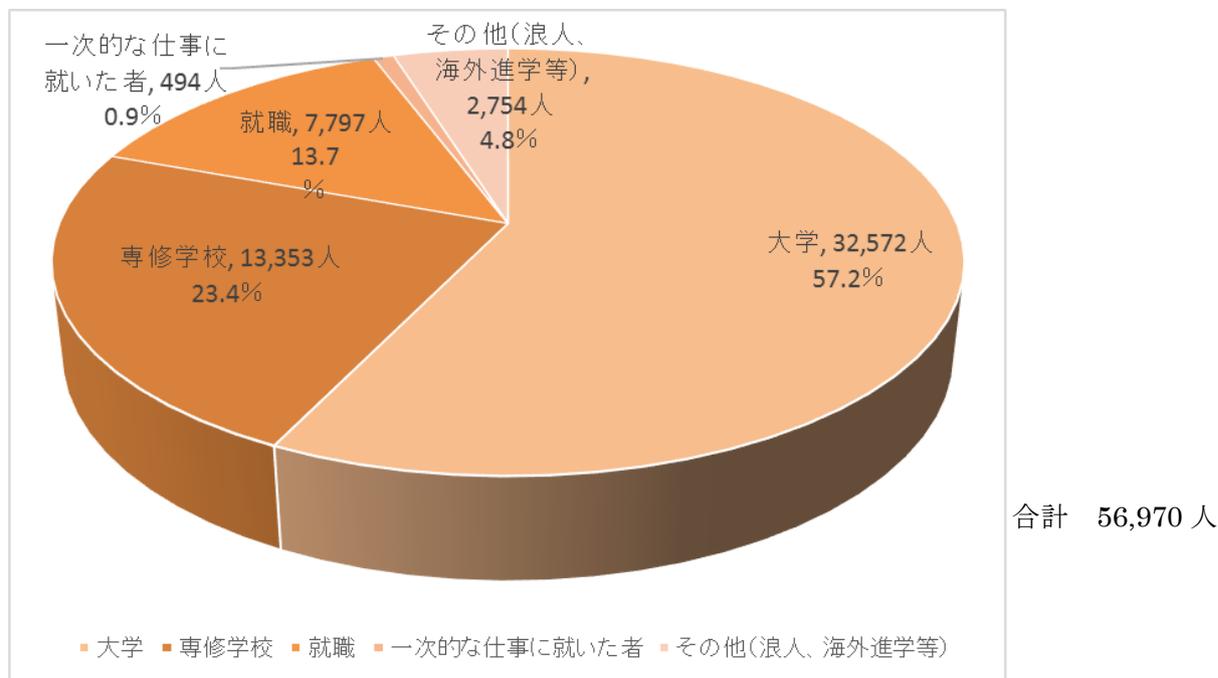


(資料: 県教育局調べ)

(3) 就職しない・できない若者たち

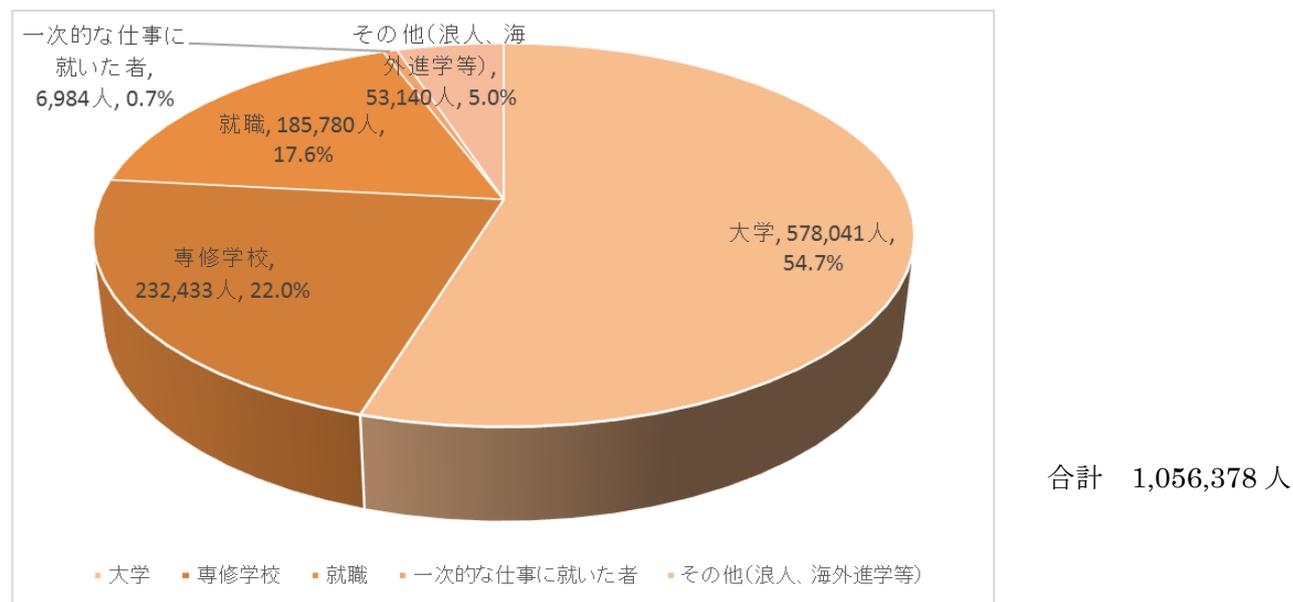
平成30(2018)年3月に県内高等学校を卒業した者は56,970人で、このうちフリーターと呼ばれるパートやアルバイトなどの一時的な仕事に就いた者の数は494人でした。卒業生総数に占める割合は全国平均の0.7%を上回り、0.9%となっています。

高等学校卒業者の進路状況(埼玉県)



(資料: 県教育局調べ)

高等学校卒業者の進路状況(全国)



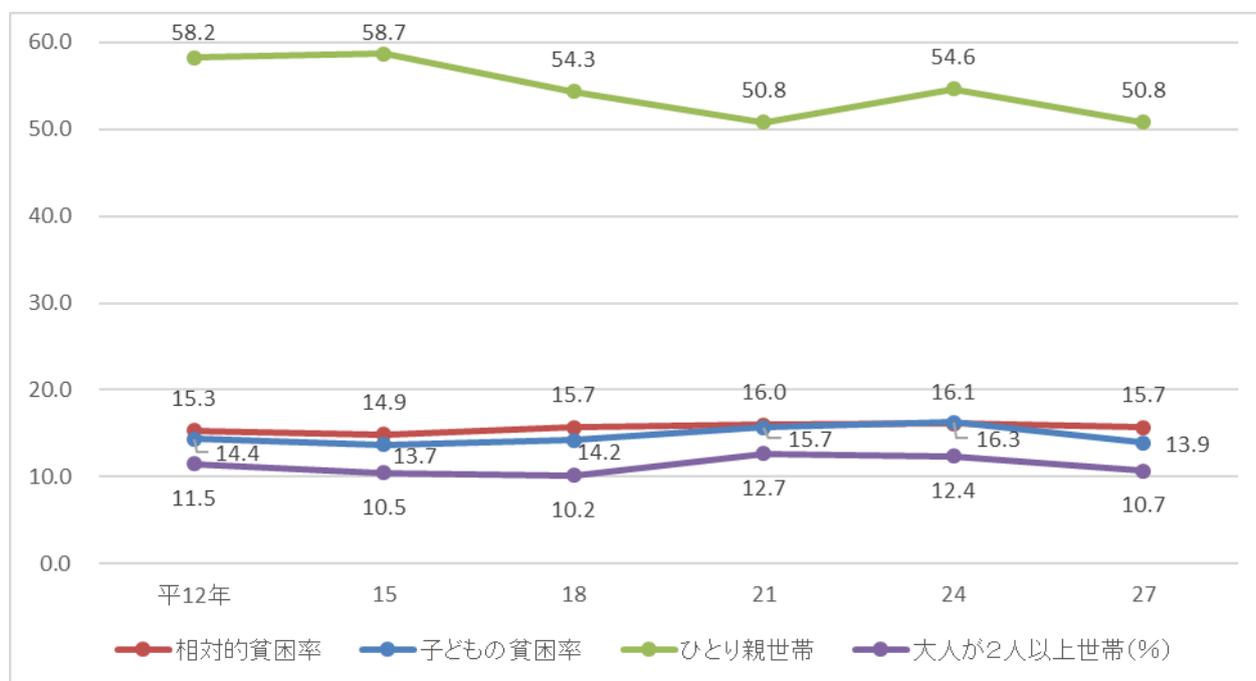
(資料: 平成30年 文部科学省「学校基本調査」)

5 子供の貧困の状況

(1) 子供の貧困率

子供の貧困率*は、平成27(2015)年で、13.9%となっており、7人に1人の子供が貧困状態にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は50.8%となっており、全ひとり親世帯のうち半数以上が貧困状態にあります。

子供の貧困率の推移(全国)



(資料:平成28年 厚生労働省「国民生活基礎調査」)

* 子供の貧困率…相対的貧困世帯で暮らす18歳未満の子供の割合。

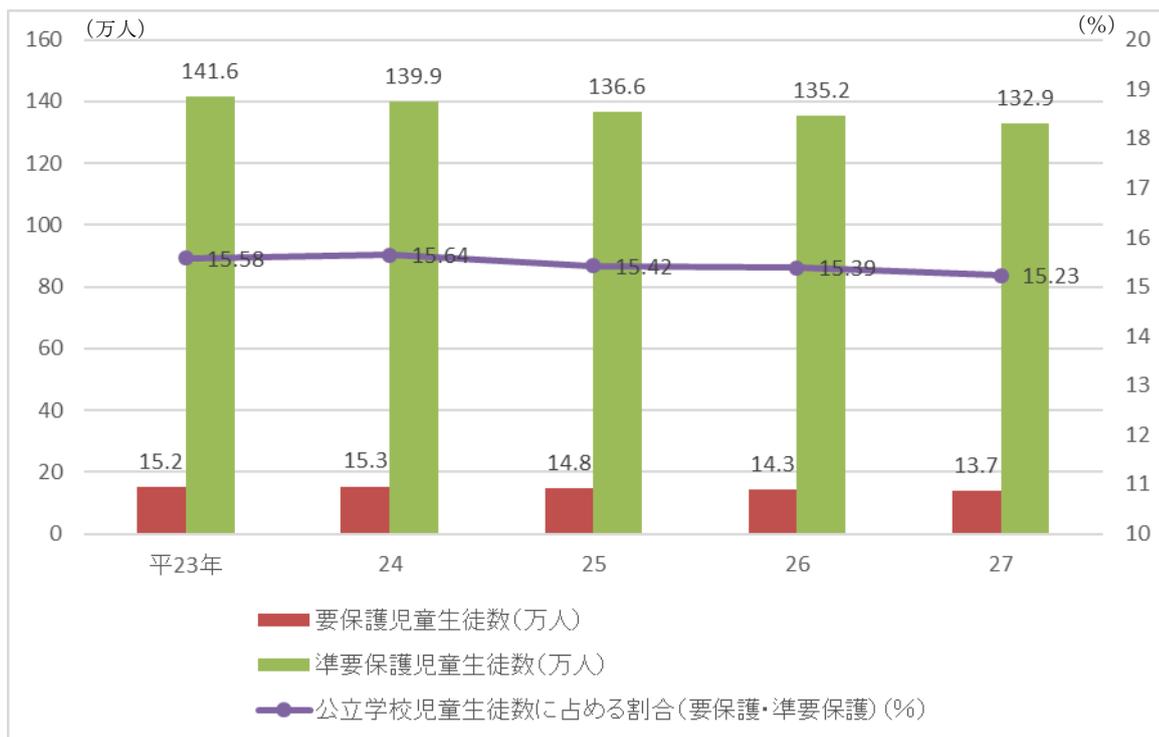
* 相対的貧困率…世帯所得(税や社会保険料などを除いた手取り収入)をもとに国民一人一人の所得を計算して順番に並べ、真ん中の所得の半分に満たない人(平成27年は122万円未満)の割合のこと。社会において「当たり前」の生活(衣食住、教育、人とのつながり等)を営めない状態とされる。

(2) 就学援助を受けている生徒数と生活保護世帯等の子供の進学率の状況

経済的理由により就学困難な状況にあるため、就学援助を受けている小・中学生は減少傾向にあり、平成27(2015)年の要保護生徒児童数は約13万7千人、準要保護生徒児童数は約132万9千人となっています。

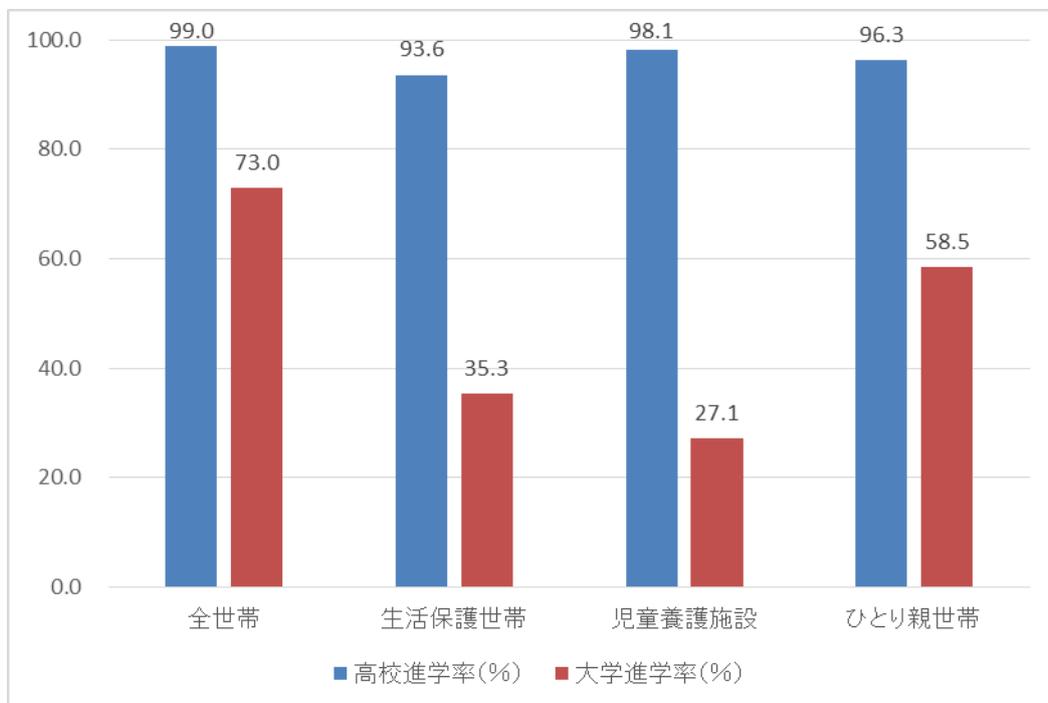
また、高等学校や大学等への進学率を見ると、生活保護世帯、児童養護施設及びひとり親家庭の子供は、一般世帯の子供と比較して、低い水準となっています。

要保護・準要保護児童生徒数(全国)



(資料:厚生労働省調査、平成27年「要保護及び準要保護児童生徒数調査」)

全世帯と生活保護世帯等の高等学校・大学進学割合(全国)



(資料:内閣府「平成29年度子供の貧困状況及び子供の貧困対策の実施状況」)

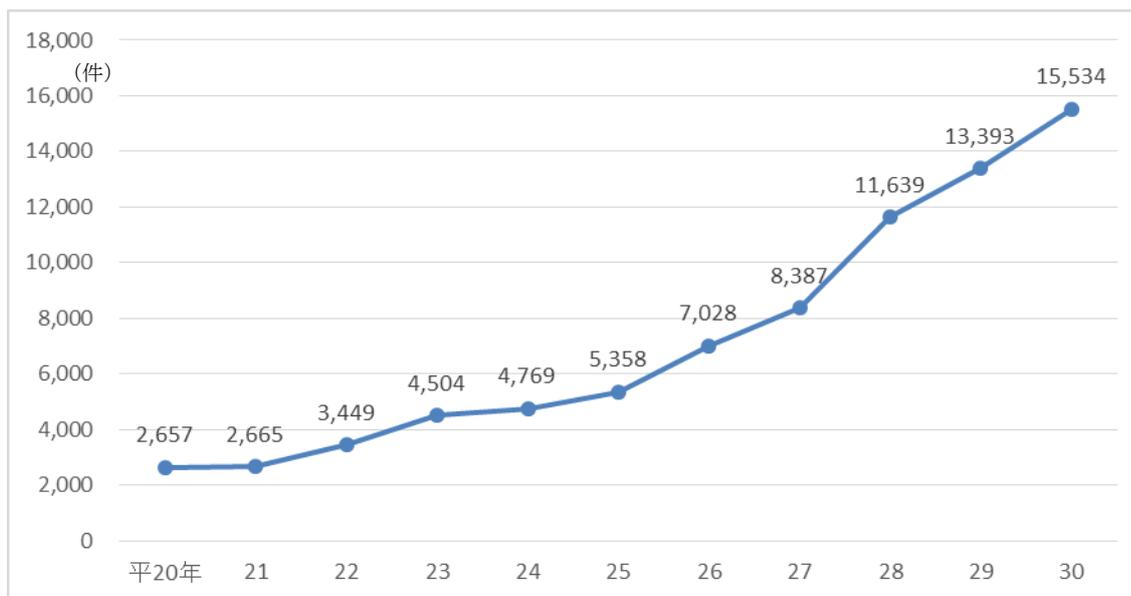
6 児童虐待・社会的養育をめぐる状況

(1) 児童虐待通告の状況

県内の児童相談所における児童虐待通告件数は、平成30年度は15,534件(さいたま市を含む)となり、前年度に比べて16.0%増加しています。このうち警察からの通告は全体の70%近くを占めています。

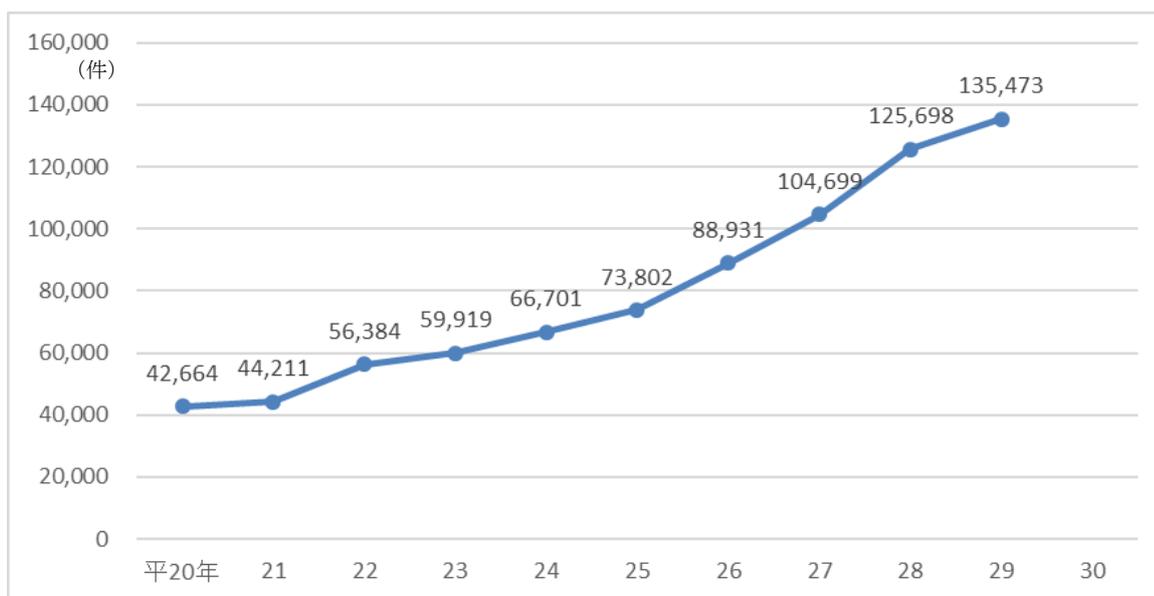
年々増加する通告件数に対応するためには、児童相談所の体制や機能強化、関係機関との連携強化が必要です。

児童相談所における児童虐待通告件数(埼玉県)



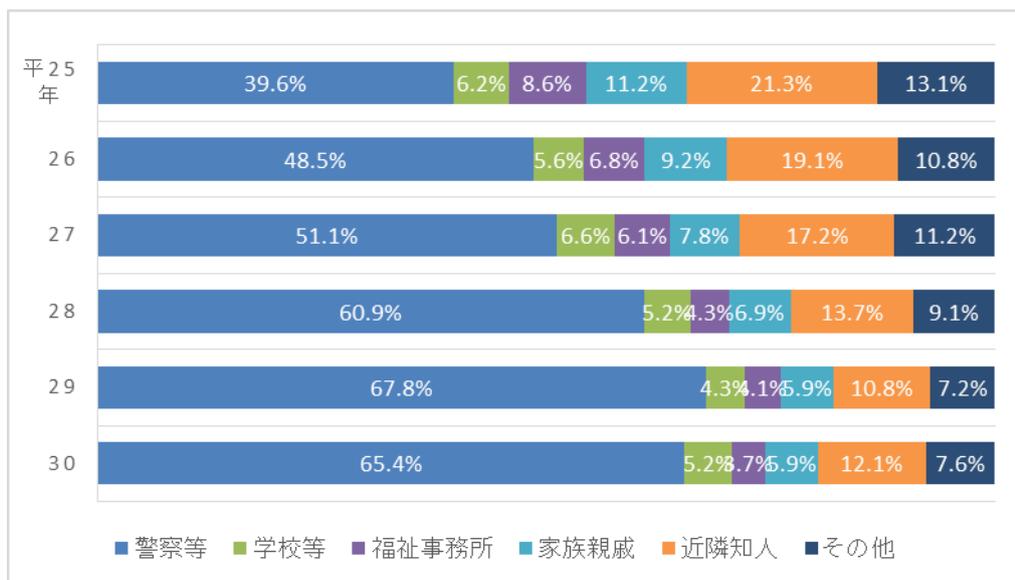
(資料:厚生労働省「福祉行政報告例」)

児童相談所における児童虐待通告件数(全国)



(資料:厚生労働省「福祉行政報告例」)

虐待通告経路の割合

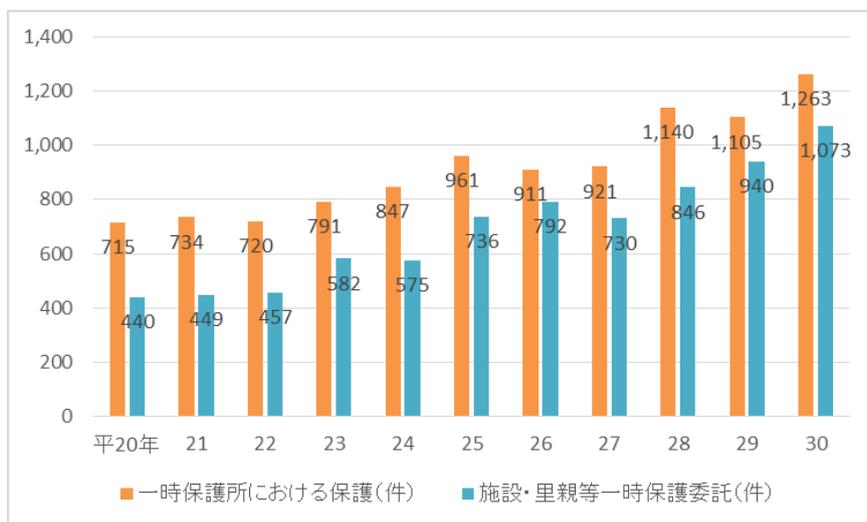


(資料: 県子ども安全課調べ)

(2) 一時保護所の状況

県内の一時保護児童数が増加する中で、子供の安全を最優先に、迅速かつ的確な一時保護が求められています。また、一時保護所の子供数に対して施設・里親等に一時保護を委託した子供の数の割合は増加傾向にあります。

県内の一時保護所における一時保護対応数

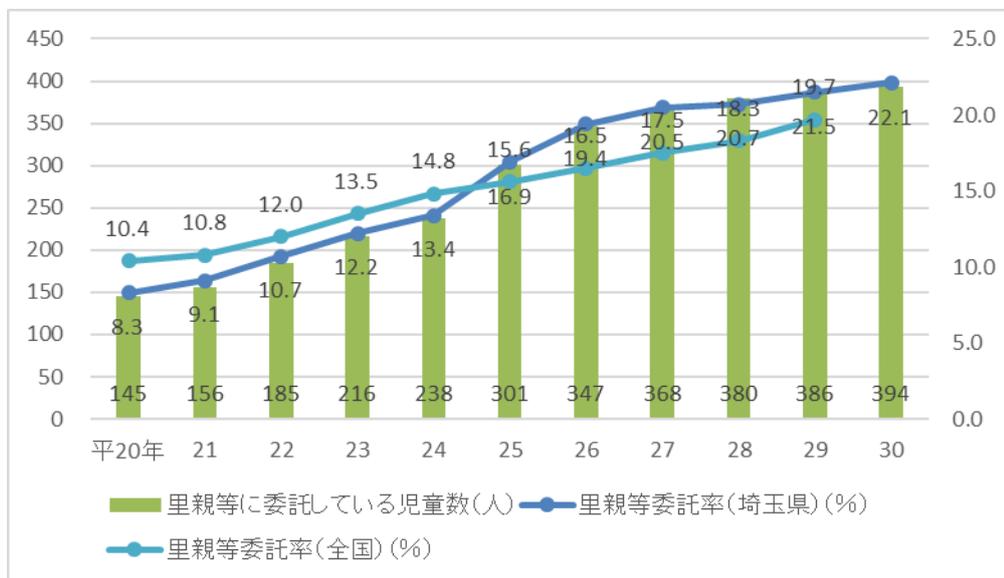


(資料: 厚生労働省「福祉行政報告例」)

(3) 里親等委託の状況

保護が必要な子供を里親等(里親及びファミリーホーム)に委託する数は年々増加しています。家庭に近い環境での養育を推進するため、さらに里親等への委託を増やしていく必要があります。

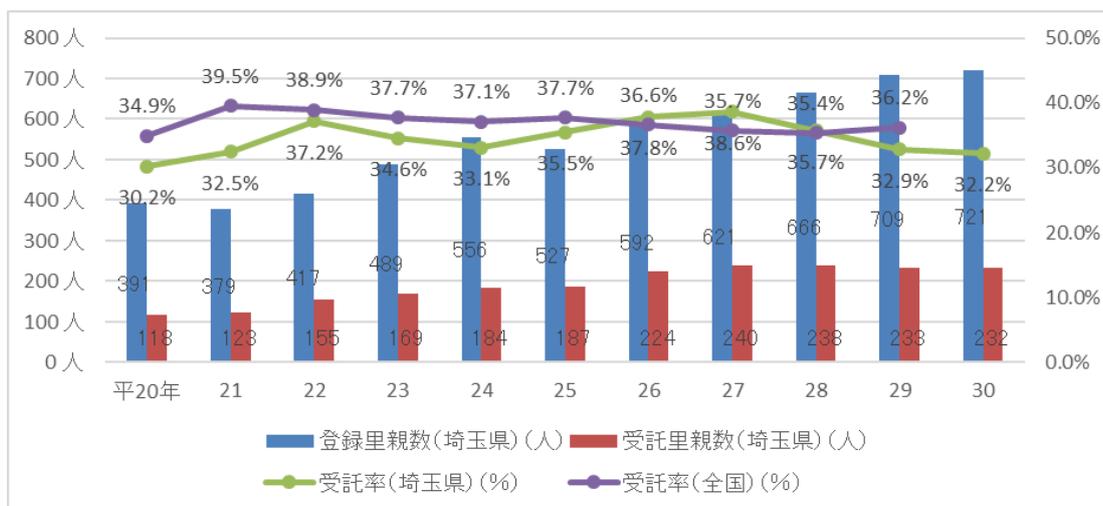
県内の里親等委託数・委託率の推移



(資料:厚生労働省「福祉行政報告例」)

里親の登録数は平成20年度の390人に対して平成30年度は721人となっており順調に増加しています。一方、子供を受託している里親の数は横ばいとなっています。登録した里親と子供との交流や委託後の訪問などきめ細やかに支援し、里親委託を進めていく必要があります。

県内の里親登録数・受託里親数

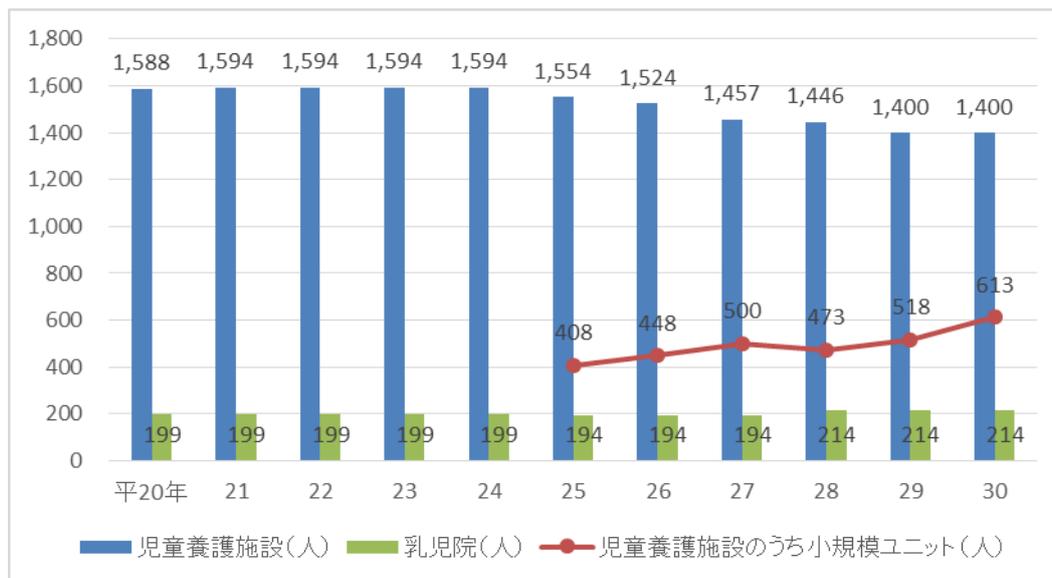


(資料:厚生労働省「福祉行政報告例」)

（4）施設養育の状況

児童養護施設は、平成30年度末で県内に22施設あり、定員は1,400人です。家庭により近い環境での養育を進めるため、施設の小規模かつ地域分散化を進め定員は徐々に減少する一方、小規模ユニットの定員は613人に増やしています。また、乳児院は平成30年度末で県内に6施設あり、定員は214人となっています。今後、子供のケアニーズ等に応じたきめ細やかな養育が行われるよう、小規模ユニット化が求められています。

県内の児童養護施設・乳児院の定員



（資料：県子ども安全課調べ）

Ⅲ 基本理念

「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり

子供は、「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手です。未来に希望を持てる社会であるためには、子供を持つことに夢を持てる社会であることが必要です。

子供が健やかに育つためには、社会全体が「すべての子供の最善の利益」を最優先に考え、保護者の第一義的責任の下、子供が自立的に育つ「子育て」を応援することが大切です。また、親自身も主体性を持った子育てを通じて地域の人々と学び合い、支え合うことによって成長できる「親育ち」を応援できる社会づくりを進めることが大切です。

本計画では、このような基本理念の下に様々な施策を進め、子供を生み育てることに希望を持てる社会を目指します。

IV 施策の方向性

この計画は、基本理念の実現のために、次の3つの方向性に基づき、施策を展開します。

① 子供を安心して生み育てられる環境を整備する

結婚・出産に希望を持つ人が、安心して子供を生み育てる社会づくりを進めます。

結婚支援、不妊治療の支援、親と子の健康支援、そして保育ニーズの受け皿整備をはじめとする子育て支援策の充実、ワークライフバランスの推進などにより、安心して子供を生み育てられる環境を整備し、生み育てることに希望を持つことができる社会づくりを進める必要があります。

② 地域全体で子供と子育て家庭を応援する

地域全体で、子供と子育て家庭を応援し、子育て家庭の孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会づくりを進めます。

行政、子育て支援施設、子育て支援団体、ボランティア、企業など地域全体が連携し、「子育て」と「親育ち」を支援していく必要があります。

③ すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す

子供が社会の一員として自立するためには、乳児期に、養育者との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、その後、発達段階に応じて、人との関わりや遊び等を通じて「非認知能力*1」を身に着けることが重要です。

また、児童虐待のない社会を実現するとともに、実親による養育が困難であれば、家庭養育優先のもと、里親等による養育が必要です。

権利の主体*2であるすべての子供が、生まれ育った環境に左右されずに、健全に成長し、社会的に自立できるよう、地域全体で支援していきます。

*1 この計画では、認知能力ではない能力全般のことをいう。自制心、自己肯定力、やり抜く力など。

*2 平成28年に改正された児童福祉法において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他福祉を等しく保障される権利を有する」と規定された。

- ・●の左の数字は、取組の連番
- ・指標の数値は、市町村計画の策定状況により変更する可能性がある。

第2章 施策の展開

施策体系

基本理念

「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり

施策の方向性

① 子供を安心して生み育てられる環境を整備する

② 地域全体で子供と子育て家庭を応援する

③ すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す

施策の柱

1 結婚・出産の希望実現

2 親と子の健康・医療の充実

3 「子育て」と「親育ち」の支援

4 ワークライフバランス
・男女の働き方改革の推進

5 「子供の貧困」対策の推進、
配慮を要する子供への支援

6 児童虐待防止・社会的養育の充実

7 子育てしやすいまちづくりの推進

具体的施策

(1)結婚を望む人への支援
(2)不妊・不育症に悩む人への支援
(3)ライフデザイン構築の支援
(4)若年者の経済的自立の支援

(1)妊娠から子育てまでの切れ目ない支援
(2)周産期医療の充実
(3)小児医療の充実
(4)医療に係る経済的支援

(1)家庭の子育て力の充実
(2)「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
(3)質の高い幼児教育・保育の充実
(4)学校教育の充実
(5)子育てに係る経済的負担の軽減

(1)企業による働き方改革の推進、
社会全体の気運醸成
(2)男性の家事・育児の促進

(1)「子供の貧困」対策の推進
(2)ひとり親家庭への支援
(3)障害児への支援
(4)一人ひとりの状況に応じた支援

(1)子供を児童虐待から守る地域づくり
(2)社会的養育の充実

(1)子供にとって安全・安心なまちづくりの推進
(2)子育てしやすい住環境の整備

1 結婚・出産の希望実現

(1)結婚を望む人への支援

- 1● 「結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」から、結婚を希望する独身者へ出会いの機会や結婚等に関するセミナー、イベント等の情報を発信します。
- 2● 官民連携の結婚支援の取組である「SAITAMA 出会いサポートセンター」を県内市町村や民間企業等とともに運営し、結婚を希望する独身者の出会いから結婚までの支援を行います。
- 3● 所得の低い世帯であっても結婚に伴う新生活のスタートアップができるよう、市町村が国の「結婚新生活支援事業費補助金」を活用し、初期コスト(新居の家賃、引越費用等)の支援を行うよう促します。

(2)不妊・不育症に悩む人への支援

- 4● 不妊、不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、専門職による相談を実施します。
- 5● 不妊検査及び不育症検査に要する費用を助成し、早期受診を促進させます。
- 6● 医療保険適用外で高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- 7● 不妊治療助成費の申請窓口である保健所において、ポスターの掲示やリーフレットの配架等を行い、里親制度等についての情報提供を行います。

(3)ライフデザイン構築の支援

① 働くことや家庭を持つことなど将来設計をイメージできるよう支援

- 8● 将来働くことについての意欲や関心が持てるように、学校、地域、企業などが一体となって、中高生対象の実際の職場での体験活動や小学生対象の職場見学を推進する取組を進めます。
- 9● 小学校段階からの組織的・系統的なキャリア教育、高校生のインターンシップ(就業体験)や労働に関する基本的知識(労働法令など)の理解などを通して、望ましい勤労観や職業観を育む取組を進めます。
- 10● 企業等と共同で小学生を対象に職業体験を実施し、子供の将来の夢の実現を応援します。また、生活困窮世帯の参加促進を図るため、小学生を対象とした学習・生活支援事業(ジュニア・アスポート事業)等と連携を行います。
- 11● 大学生や若い社会人に対し、仕事と家庭、子育てとの両立など、将来を展望できるよう、ライフデザインを構築する支援を行います。

② 「親になる」ことをイメージできるよう支援

- 12● 中・高校生を対象として「親になるための学習」を行い、子育てなどの理解を図るとともに、「命」の大切さを実感できるような取組を進めます。
また、妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導や性感染症の予防・啓発を進めます。
- 13● 保育所、幼稚園及び認定こども園などにおいて、高校生が保育体験などを行うことにより、子育ての意義に対する認識を深める取組を進めます。
- 14● 思春期の子供を対象とした講座や思春期保健関係者を対象とした研修を通して、子供たちが妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、将来のライフプランを考える機会となるよう知識の普及啓発

を行います。

- 15● 不妊に関する啓発資料を作成し、中学校、高校等への出前講座で活用するほか、成人式の出席者や婚姻届を提出した夫婦に配布し、正しい知識の普及を図ります。

(4) 若年者の経済的自立の支援

- 16● 求職者を対象に、就職に資する公共職業訓練を民間の教育訓練機関・企業等に委託して実施します。
- 17● ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおいて、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、情報提供、就職相談、職業紹介などにより、若年者の就職活動をワンストップで支援します。
- 18● 高等技術専門校で知識や技能を習得する職業訓練を実施するとともに、企業実習や就業体験の場を設けることにより、若年者の職業意識を醸成し就職を支援します。
- 19● 若者自立支援センター埼玉において、相談や職業意識啓発などにより、若年無業者の自立を支援します。
- 20● いわゆる就職氷河期世代と呼ばれる不本意非正規雇用等の若者を対象に、事前研修を実施した上で合同企業説明会を開催し、その後企業との面接へ誘導するなど、正規雇用化を支援します。
- 21● 埼玉県男女共同参画推進センター等において、経済的に困難な女性が各種講座等を通して自立できるよう支援します。

1 指標 合計特殊出生率

現状値 1.34(平成30年 概数値) → 目標値 調整中(令和6年)

2 指標 SAITAMA 出会いサポートセンター会員市町村数

現状値 26市町村(平成30年度末) → 目標値 63市町村(令和6年度末)

3 指標 不妊治療助成件数

(さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く)

現状値 5,911件(平成30年度末) → 目標値 6,100件(令和6年度末)

2 親と子の健康・医療の充実

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援

① 普及啓発

- 22● 妊娠中の健康管理と胎児への影響、妊婦健診・乳幼児健診・定期予防接種の重要性などの母子の健康保持に関する知識、発達段階に応じた親子のかかわりや男性の育児参加などの親としての心構えについて、母子健康手帳副読本等により、市町村と連携して普及啓発を図ります。
- 23● 特定感染症予防指針に基づき、麻しん・風しんに関する正しい知識や予防接種の重要性について普及啓発を進めるとともに、予防接種の勧奨に努めます。
- 24● 妊産婦に優しい環境づくりのため、市町村とともにマタニティマークの普及啓発に努めます。

② 情報提供・相談支援

- 25● 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。
- 26● 「結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」から、妊娠・出産・子育てに有用な情報を発信します。また、市町村で配布する母子健康手帳にQRコードを付して、妊娠中から同サイトにアクセスしやすい環境を整備します。
- 27● 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報提供を行います。
- 28● 全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる子育て世代包括支援センターの運営を支援します。
- 29● 予期せぬ妊娠に悩む方からの相談に対して正しい情報を提供し、必要に応じて子育て世代包括支援センター等へつなげることで、関係機関が連携して支援を行います。
- 30● 産後のメンタルヘルス対策と、養育支援が必要な親への支援が効果的に実施されるよう市町村保健師を対象とした事例検討会や研修会を開催し資質の向上を図ります。

③ 新生児の健全育成支援

- 31● 新生児に対する乳児マス・スクリーニング検査の実施により、疾病を早期に発見し適切な治療につなげ、乳児の健全育成を図ります。
- 32● 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、管内市町村における新生児聴覚検査実施状況や医療機関における検査の実施状況等を把握するとともに、県の母子保健運営協議会において新生児聴覚検査について協議します。

(2) 周産期医療の充実

- 33● 各周産期医療施設の運営を支援することにより周産期医療体制の充実を図ります。
- 34● 脳血管疾患などの重篤な合併症や出産後の大量出血などにより救命を必要とする妊産婦を適切に受け入れるなど、必要な救命措置を行います。
- 35● 県内のNICUや産科病床の空き情報を把握し、リスクの高い妊産婦や重症な新生児が生じた際に、搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーター事業を実施します。
- 36● 産科、小児科などを目指す研修医に対して研修資金を貸与し、県内周産期母子医療センターその他の県内の病院への誘導・定着を図ります。

(3) 小児医療の充実

① 医療提供体制の充実

- 37● 小児専門病院や大学病院などの小児科医を県内各地域の小児救急医療機関の当直医等として派遣するシステムを構築するなど、小児救急医療体制の充実を図ります。
- 38● 入院を必要としない軽症患者から生命の危機が切迫している重篤患者まで、症状に応じた小児救急医療体制の整備・充実を図ります。
- 39● 地域の医療機関では対応が困難な小児重症患者に対し、高度で専門性の高い医療を提供する第三次医療の充実を図ります。
- 40● 開業医が地域の小児医療拠点病院等を支援することにより、病院勤務医の負担軽減を図ります。
- 41● 心の健康に関する問題を抱える子供を含めて精神保健医療体制を充実させるとともに、専門治療につなげる体制整備を進めます。
- 42● 17圏域(さいたま市及び中核市を除く人口約30万人圏域)において、在宅の障害児(者)に対し、訪問や外来による療育指導や相談を行う体制整備を推進します。

② 相談支援・普及啓発

- 43● 小児救急電話相談や AI を活用した救急相談などの利用について周知し、保護者の不安解消や小児救急患者が集中している医療機関の負担軽減を図ります。また、あらゆる機会を捉えて、正しい受診方法についての普及啓発に努めます。
- 44● 保健所において定期的に、医師など専門職による子供の心の健康相談を実施します。
- 45● 子供の心の問題に関する対応技術の向上を図るため、専門的知識を有する医師等による研修や、福祉・教育機関等とのネットワーク会議を開催します。
- 46● 慢性的な疾病により長期療養をしている子供の自立と成長を支援するとともに、家族の負担軽減を図るため、相談支援事業を行います。

(4) 医療に係る経済的支援

- 47● 長期の治療と高額な医療費負担が必要となる小児慢性特定疾病にかかっている子供に対する医療費の助成を行います。
- 48● 養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、医療の給付を行います。
- 49● 身体に障害がある子供、または医療を行わなければ将来において障害を残すと認められる子供で、その障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を助成します。また、結核に罹患する子供に対して療育の給付を行い、子供の健康、福祉の増進を図ります。
- 50● 40歳未満のがん患者が将来子供を授かる可能性を残すため、卵子、精子等の凍結保存の費用の一部を助成します。

1 指標 乳幼児健康診査の未受診率

現状値 1歳6か月児 4.2%

目標値 1歳6か月児 3.0%

3歳児 6.0%(平成29年度) → 目標値 3歳児 5.0%(令和6年度)

2 指標 麻しん・風しん第2期定期接種率

現状値 94.4%(平成30年度) → 目標値 95%(令和6年度)

3 「子育て」と「子育て」*の支援

* 「子育て」の支援が、親など「子育てを行う者」に対する支援を行うことである一方、「子育て」の支援は、遊びや教育を通じて子供自らが育つことを支援することを表している。

(1) 家庭の子育て力の充実

① 家庭の子育て支援

- 51● 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点などの施設や機能を活用し、子育てに関する相談や保護者の保育参加の実施、親子の交流の場の提供などにより、親育ちや子育てを支援します。
- 52● 保育所、認定こども園等における「一日保育士体験」などを通じて、親の養育力向上を図ります。
- 53● 市町村、保育所、幼稚園、認定こども園等と連携して、県が作成した「親の学習」プログラムを活用し、子育て中の親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を実施します。
- 54● 家庭教育支援に興味のある方々を対象に、「親の学習」など家庭教育に関するアドバイザーの養成研修を実施します。また、研修を修了したアドバイザーは、県内各地からの要望に合わせて、学習会、講座、親子体操などの家庭教育に関する学習を支援します。
- 55● 地域や学校の実態に合ったPTA活動や、保護者と学校が一体となった取組を支援します。
- 56● ネットアドバイザーを県内小中学校等へ派遣し、スマートフォン等を利用したインターネットの危険性や保護者の役割について啓発します。

② 家庭における食育の推進

- 57● 食べ物をおいしくいただくことを通して、食は「いのち」をいただくこと、いろいろな人たちのおかげで食べられること、食べられる環境に生まれ育ったことなどへの感謝の気持ちを育む取組を進めます。
- 58● 子供に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校や保育所等と家庭とが連携し、食育を推進する取組を支援します。

(2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実

① 子育て家庭を支える社会的機運の醸成・地域の子育て支援ネットワークの活性化

- 59● 企業等と連携し、「パパ・ママ応援ショップ」、「赤ちゃんの駅」などの一層の拡大を図るなど、社会全体で子育て家庭を支える気運(子育てムーブメント)の醸成を図ります。
- 60● 地域の子供会や放課後児童クラブなどに在籍する子供と読み聞かせや人形劇・紙芝居などの活動をしているボランティア団体をつなぎ、地域で子供を育てる取組を進めます。
- 61● 広く子育て支援に関するNPO関連の情報発信をするとともに、子育てに関する課題を解決しようとしているNPOに対し、必要に応じて他のNPOや専門家、活動資金等をつなぐ取組を進めます。
- 62● 地域の子育て支援など地域活動やボランティアに関心のある高齢者が活動に参加できるきっかけづくりなどの支援を行います。
- 63● ボランティア活動など地域福祉活動の支援や、ボランティア参加の促進を図ることにより、地域住民が支え合う社会の構築を推進します。

② 地域の子育て支援事業・アウトリーチ*支援の充実

* 「アウトリーチ支援」…訪問型の子育て支援。様々な事情により地域から孤立しがちで、自ら積極的に支援を求めることが困難な状況にある家庭への支援については、地域子育て支援拠点などの「通所型」支援では対応ができないため、「アウトリーチ型(支援の対象となる人のところに支援者から出向く方法)」の支援が求められている。

- 64● 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備するとともに、質の充実を図ります。
- 65● 地域で子育て支援を行いたい方と支援を受けたい方とをコーディネートし、地域での子育ての支え合い機能を

調整するファミリー・サポート・センターが各市町村に整備されるよう運営を支援します。

- 66● 子育て家庭に寄り添って保護者を支えられる人材や、子供の健やかな成長を支える環境づくりができる人材を育成するため、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点や児童館の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わるコーディネーターなどを対象とした研修を実施します。
 - 67● 子育て家庭が抱える複雑で様々な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。また、子育て世代包括支援センターをはじめ母子保健施策と子育て支援施策が連携して、支援を必要とする子育て家庭のニーズを把握し、支援の実施を目指します。
 - 68● 市町村において、子供や高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な相談支援体制の構築を支援します。
 - 69● 学校の教育活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図るため、地域住民・保護者がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校応援団」の活動の活性化を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子供の健全育成を図ります。
 - 70● 教育に対する県民の理解と関心を一層深めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって教育に関する取組を推進します。
 - 71● 孤立しがちな子育て家庭を地域の支援に繋ぎ支えるなど、地域で子育て支援の橋渡しを行うNPOの活動を支援します。
 - 72● 食育を地域単位で展開するため、県民・関係団体・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・企業等と連携し自発的な取組を支援します。
 - 73● 市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。
 - 74● 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。(再掲)
 - 75● 地域のボランティア等による子育て中の親に寄り添った訪問支援活動を広め、孤立感やストレスを感じている子育て家庭を支援します。
- ③ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実
- 76● 放課後児童クラブの待機児童対策を進めるため、新設・改修整備等を含めた様々な手法を活用し、市町村のニーズを踏まえた受入枠の確保を図ります。
 - 77● 放課後児童クラブを利用する子供が安心・安全に過ごせるよう、「放課後児童クラブガイドライン」を通じた助言を行うなど、実施主体である市町村と連携して設備・運営基準の維持・改善を含めた放課後児童クラブの環境整備を進めます。
 - 78● 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受け入れを進めるとともに、円滑な受け入れを行うため、放課後児童支援員等を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行います。また、巡回アドバイザーの配置支援や職員の加配のための助成を実施します。
 - 79● 放課後児童支援員等について適切な人材の確保を図るため、国の制度・施策を活用した処遇改善を進めます。
 - 80● 放課後児童支援員等に対し、子供の発達に関する知識、配慮を必要とする子供への対応、保護者・関係機関との連携や組織のマネジメントなどキャリアに応じて必要となる能力を身に付けるための研修を実施し、人材育成を支援します。
 - 81● 市町村において、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して実施できるよう、それぞれの職員等を対象とした合同研修を開催するなど、福祉部局と教育委員会が連携して市町村を支援します。

82● 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会(放課後子供教室等)を提供し、子供たちが安心して過ごすことのできる環境づくりを推進する市町村を支援します。

④ 自然とのふれあいや遊びを通じた子育て

83● 自然ふれあい施設で行う自然観察会や里山体験教室などを通して、子供が自然に親しみ、豊かな感性を養う機会を提供します。

84● 川に学び、元気に遊ぶ子供(愛称「川ガキ」)を養成し、川の恵みや生き物を大切にする心を育む取組を進めます。

85● 子供や家族連れの方が集い、遊べる場を提供できるように、県営公園の整備拡充を図ります。

86● 見沼田圃公有地を活用した体験農園(米、野菜づくり)や生き物調査等を通じて、参加する子供や家族の交流の場を提供します。

87● 環境活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援します。

88● 環境科学国際センターの施設を活用した講座や観察会、実験教室の実施による環境学習の機会を提供します。

89● 環境学習の専門人材の育成・活用などを通して環境学習を支援します。

(3) 質の高い幼児教育・保育の充実

① 多様な保育ニーズに応える受け皿の確保

90● 保育所の待機児童対策を引き続き進め、市町村のニーズを踏まえた保育の受入枠を確保します。

91● 幼稚園、保育所及び地域子育て支援の機能を兼ね備え、幼児教育と保育の一体的な提供を図る「認定こども園」の整備や幼稚園の空き教室や敷地を活用した保育所の整備を支援し、待機児童対策を推進します。

92● 乳幼児に対する保育が適切かつ継続的に提供されるよう小規模保育事業等の連携施設の確保を促進します。

93● 就業形態の多様化に対応するため延長保育の実施を促進します。

94● 病気になった子供をやむを得ない理由により看病できない場合に備えて、通常の保育所では対応できない病児・病後児保育施設の整備を促進します。

95● 保護者の病気や冠婚葬祭など日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れなどに対応するため、子供を一時的に預かる事業の拡充に努めます。

96● 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。

97● 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、その子供の障害特性を理解し、子供に寄り添った幼児教育・保育の機会の充実を図ります。

98● 育児休業を切り上げることなく家庭で子育てできる環境を整備するために、保護者が希望する時期(育児休業復帰時)に入園できる仕組みの導入を支援します。

99● 幼稚園における預かり保育の充実が図られるよう、幼稚園を支援します。

② 保育人材の確保

100● 保育の専門性を高める研修等の実施により保育士の資質の向上を図ります。

101● 保育所等に勤務する職員の働きやすい職場環境づくりを進める市町村や保育所等の取組を支援し、保育士の処遇改善や職場定着を推進します。

102● 保育士・保育所支援センターや県内ハローワーク、保育士養成施設と連携し、新たに保育士となる人材の県内保育所等への就職を支援するとともに、潜在保育士の再就職支援に取り組めます。

③ 保育環境の向上

- 103● 幼児期の教育から小学校教育への接続を円滑にし、小学校入学時の生活の充実を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員の合同研修会を実施します。また、子育ての目安「3つのめばえ」の活用を促進し、幼児期の教育の一層の充実を図ります。
- 104● 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容の定着を通じて教育・保育の質の向上を図るとともに、家庭と連携・協力しながら「生きる力」の基礎をはぐくみ、子供主体の幼児教育・保育を推進します。
- 105● 保育所等における事故防止を図るとともに、感染症への対応についての取組を支援します。また、アレルギー等に対応した特別給食を提供する取組を支援し、健康・安全な保育環境の確保に努めます。
- 106● 国が定める児童福祉施設設備運営基準を超えて保育士を配置できるように支援します。
- 107● 市町村と連携し、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設の質の確保、向上に努めるとともに、認可保育所等への移行を支援します。
- 108● 保育所の第三者評価の取組を支援し、保育サービスの向上に努めます。

(4) 学校教育の充実

① 確かな学力の育成

- 109● 児童生徒に対するきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など「個に応じた指導」を進めます。
- 110● 子供たちの学習意欲を高め、確かな学力を身に付けさせるため、教員研修などを充実させ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性の向上を図る指導方法等の工夫・改善に取り組みます。
- 111● 児童生徒同士や教員とが相互に意見を述べることで課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力等を身に付ける「協調学習*」に取り組みます。

* 「協調学習」…学習者一人一人の多様な考え方を生かす学びの在り方で、学習者自身が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める学習形態

- 112● 大学や研究機関、企業と連携して、児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力などを育成します。

② 特別支援教育の推進

- 113● 各学校において、特別支援教育推進専門員、臨床心理士など専門家による巡回支援の活用を図るなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制の整備を進めます。また、特別支援学校のセンター的機能の活用を進めます。
- 114● 市町村との連携の下、障害のある子供とない子供が共に学校で学ぶ支援籍学習や、「心のバリアフリー」を育む交流及び共同学習の充実に取り組みます。

③ 豊かな心を育む教育の推進

- 115● 子供の夢と豊かな心をはぐくむため、道徳の授業や全ての教育活動において、専門的な知識を有する外部講師を招いて講演会などを実施します。
- 116● 全ての児童生徒が、在学中に自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を進めます。
- 117● 学校単位に農園を設置し、生徒が複数の農業体験活動を通して、命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした「学校ファーム」を支援します。
- 118● 学校と博物館・美術館等や文化芸術団体との連携を図り、文化芸術教育や体験活動を行う機会を充実するとともに、児童生徒が学んだ成果を実社会に発信することを進めます。
- 119● 「埼玉県学力・学習状況調査」における家庭の生活習慣等に関する質問紙調査の結果を、小学校4年生か

ら中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人ひとりの規律ある態度の育成を図ります。

120● 本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を活用します。特に、小・中学校においては「特別の教科 道徳」を要として、発達の段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、家庭用「彩の国の道徳」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道徳教育を推進します。

④ いじめ・不登校・中途退学の防止及び対応

121● いじめや不登校などについて、「よい子の電話教育相談」で相談を実施します。

122● 子供たちの悩み相談を電話やチャットで受け止める「さいたまチャイルドライン」の実施主体であるNPO等団体の活動を支援します。

123● スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市町村が行う教育相談体制の整備への支援などにより、教育相談活動を推進します。

124● いじめや体罰などの子供の権利侵害に対応するため、相談窓口を設置し、子供の気持ちを最優先に考えて相談を実施します。

125● 教職員に対する研修を充実させるとともに、家庭と連携し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。

126● ネットいじめ問題を解消するため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、保護者や生徒への啓発を行います。

127● 「いじめ撲滅強調月間」（11月）を中心とした「いじめ撲滅キャンペーン」を通じて、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。

128● 参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」により、学校において児童生徒の人権感覚を育む取組を進めます。

129● 子供の権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会において子供からの意見聴取を行い、子供の権利擁護に取り組めます。また、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。

⑤ 学校・地域と連携した非行・問題行動の防止及び対応

130● 学校、警察等による非行防止のためのネットワークづくりや中学校からの要請に基づくスクール・サポーターの派遣等に地域の関係機関・団体が連携して取り組みます。

131● 生徒指導上の諸課題の解消や未然防止、早期対応を図るため、学校が警察、地域の関係機関・団体等と連携します。

132● 非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実させるとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組めます。

133● 少年・保護者の相談を受け、専門知識を有する職員や少年非行の取扱い経験の豊富な職員による指導・助言を実施します。

134● 関係行政機関や民間団体等と連携してキャンペーンを行うなど、非行防止の啓発に取り組めます。

135● 非行等の問題を抱える青少年を対象に、関係行政機関や民間団体等と連携し、相談や社会体験等を行い、立ち直りを支援します。

⑥ 学校における食育の推進

136● 学校給食を通して、正しいマナー作法を確立するとともに、自然の恵みと生産者や学校給食に携わる人々などへの感謝の気持ちを育むような取組を家庭と連携して推進します。

137● 学校給食における地場産物の活用を推進し、食に対する理解と関心を高める取組を進めます。

138● 食育を地域単位で展開するため、県民・関係団体・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・企業等と連携し自発的な取組を支援します。（再掲）

139● 子供に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校や保育所等と家庭とが連携し、食育を推進する取組を

支援します。（再掲）

（5）子育てに係る経済的負担の軽減

- 140● 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。（再掲）
- 141● 低所得者世帯の保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担の軽減を図り、低所得世帯の子育てを支援します。
- 142● 多子世帯の保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用者負担の軽減を図り、多子世帯の子育てを支援します。
- 143● 多子世帯の子育てに係る負担を軽減するため、子育てサービスなどに利用できるクーポンを配付し、多子世帯の子育てを支援します。
- 144● 経済的理由により授業料・入学料の納入が困難な生徒や所得が一定以下の世帯に対し、授業料等の負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。
- 145● 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な学生に対し支援します。

1 **指標** 保育所等受入枠（認定こども園における保育含む）

現状値 119,744 人（平成 30 年度末） → 目標値 市町村計画値の合計（令和 6 年度末）

2 **指標** 延長保育事業

現状値 65,161 人（平成 30 年度末） → 目標値 市町村計画値の合計（令和 6 年度末）

3 **指標** 一時預かり事業

現状値 565,734 人日（平成 30 年度末） → 目標値 市町村計画値の合計（令和 6 年度末）

4 **指標** 病児保育事業

現状値 48,391 人日（平成 30 年度末） → 目標値 市町村計画値の合計（令和 6 年度末）

5 **指標** 放課後児童クラブ受入枠

現状値 69,081 人（平成 30 年度末） → 目標値 市町村計画値の合計（令和 6 年度末）

4 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成

- 146● 企業に働き方改革や女性の活躍推進を働き掛けるとともに、働き方に対する企業の経営者や男性従業員の意識改革を促すほか、各企業等の課題に応じた支援を行います。
- 147● 短時間勤務やフレックスタイム、時間外勤務の縮減など多様な働き方を推進し、男女共に働き続けられる職場環境づくりを促進します。
- 148● 働き方見直しに係る具体的な取組事例など、企業に対する情報提供の充実と研修機会の提供などにより、ワークライフバランスや仕事と子育て等の両立を支援します。
- 149● 仕事と生活の両立支援相談窓口において、子育てなどの課題を抱え、仕事との両立に悩む勤労者を対象に、電話等による相談に応じます。また、相談員を企業に派遣し、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などのアドバイスを行います。
- 150● 企業等が設置する保育施設の整備や複数企業の従業員児童を預かる共同利用を支援します。
- 151● 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーの実施のほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。
- 152● 企業等を対象にハラスメントの防止に関するセミナーを行うほか、埼玉県労働相談センターにおいて、妊娠・出産等を契機とし、解雇や雇止めなどの不利益な取扱いが行われるマタニティハラスメントなどの職場のハラスメントに関する相談に応じます。

(2) 男性の家事・育児の促進

- 153● 男女相互の理解と協力、職業生活や社会参画において男女が対等な構成員であること、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科など関係の深い教科等を中心に指導を行います。
- 154● 男性の育児参加を推進するよう意識改革を進めるため、県民を対象とした普及啓発に取り組みます。

1 **指標** 多様な働き方実践企業認定数

現状値 2,805 社(平成 30 年度末) → 目標値 調整中(令和 6 年度末)

5 「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援

(1) 「子供の貧困」対策の推進

① 学習支援

- 155● 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象とした学習支援事業(アスポート事業)や小学生を対象とした学習・生活支援事業(ジュニア・アスポート事業)を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。
- 156● スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市町村が行う教育相談体制の整備への支援などにより、教育相談活動を推進します。(再掲)
- 157● 児童養護施設等の入所児童等に対して学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。
- 158● 経済的理由により授業料・入学料の納入が困難な生徒や所得が一定以下の世帯に対し、授業料等の負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。(再掲)
- 159● 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な学生に対し支援します。(再掲)

② 生活支援

- 160● 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした自立支援の取り組みを推進します。
- 161● 進学や就労を目指す生活困窮世帯の子供を支援するため、自立相談支援機関を活用して、関係機関が連携した包括的な支援を行います。
- 162● 住宅に困窮している低額所得者に、住まいのセーフティーネットとしての県営住宅を供給します。
- 163● 賃貸住宅への入居制限を受けやすい方々(低額所得者等)をサポートし、入居の円滑化と安定した賃貸借関係の構築を支援します。
- 164● ひとり親家庭に、就職セミナーや相談会のご案内、給付金や県営住宅の情報など必要な情報を、スマートフォン等を活用して適切な時期に提供します。
- 165● 児童養護施設等の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。
- 166● 児童養護施設等において個々の子供に応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。

③ 保護者に対する就労支援

- 167● 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした就労支援の充実を図ります。
- 168● ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおいて、情報提供やキャリアカウンセリング、職業紹介などにより就職活動をワンストップで支援します。
- 169● 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。
- 170● 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーの実施のほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。(再掲)

④ 子ども食堂など子供の居場所づくりの支援

- 171● 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象とした学習支援事業(アスポート事業)や小学生を対象とした学習・生活支援事業(ジュニア・アスポート事業)を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。(再掲)
- 172● 子ども食堂や学習支援、プレイパークなどの居場所を支える人材を養成するとともに、企業と居場所づくりに

取り組む団体をマッチングすることで、継続的な支援体制を構築します。

- 173● 子ども食堂などの居場所づくりの推進を通じて世代を超えたコミュニティの形成を図るため、立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣します。
- 174● 社会全体で「子供の貧困」対策を推進していく機運を醸成するため、社会貢献活動等に取り組む団体や個人のネットワーク「こども応援ネットワーク埼玉」を活用して県民の社会貢献活動の推進を図るとともに、専用のポータルサイトにより、会員間のマッチングや取組の情報発信を行います。
- 175● 子ども食堂や学習支援、プレイパークなど居場所づくりに取り組む社会福祉協議会、NPO等の好事例を紹介し、団体間のネットワーク化を図るとともに、子供の支援に関わる団体が連携して自発的に「子供の貧困」対策に取り組めるよう支援します。
- 176● 県営住宅の集会所を活用し、県営住宅の入居者や地域の子供を対象に、NPOによる学習支援、食事提供、遊び場提供などを実施します。

(2) ひとり親家庭への支援

① 経済的自立と生活支援

- 177● 埼玉県母子・父子福祉センターに専門の職員を配置し、ひとり親家庭からの相談をワンストップで受け付け、自立に向けた支援を行います。養育費の確保等法律的な問題については、弁護士による相談を行います。
- 178● 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。
- 179● 乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害者(児)の医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を行います。
- 180● 「こども応援ネットワーク埼玉」の団体会員、個人会員と連携し、孤立しがちなひとり親家庭との接点づくりを進め、ひとり親家庭向けの情報提供やフードパントリー活動、居場所づくり、収入確保等を支援します。
- 181● 低所得のひとり親世帯向けに県営住宅を令和4年度までに700戸供給します。
- 182● ひとり親家庭に、就職セミナーや相談会のご案内、給付金や県営住宅の情報など必要な情報を、スマートフォン等を活用して適切な時期に提供します。(再掲)
- 183● 配偶者暴力(DV)被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組めます。

② 自立に向けた就労支援や就労に役立つ資格取得支援

- 184● 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。(再掲)
- 185● シングルマザー等に対し、セミナーやグループ相談会、働き方講座を実施します。
- 186● ひとり親がより条件のよい就職・転職に結びつくよう、安定した就労につながりやすい資格取得を支援します。

(3) 障害児への支援

① 障害児支援の充実

- 187● 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、その子供の障害特性を理解し、子供に寄り添って幼児教育・保育の機会の充実を図ります。(再掲)
- 188● 障害児支援が適切に行われるために、就学・卒業時の支援が円滑に移行されることを含め、学校、事業所、施設等の連携を図ります。
- 189● 在宅障害児に対する日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練などを障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス)により実施し、障害児の療育支援体制の整備を推進します。

- 190● 障害児(者)やその家族の多様なニーズに対応するため、民間活力を生かして個々の生活にあった柔軟なサービスの提供を行い、住み慣れた地域での生活を支援します。
- 191● 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受け入れを進めるとともに、円滑な受け入れを行うため、放課後児童支援員等を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行います。また、巡回アドバイザーの配置支援や職員の加配のための助成を実施します。(再掲)
- 192● 障害のある学齢児の生活を保障するために放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携と協力を進めます。

② 発達障害者支援体制の整備

- 193● 発達に課題を抱える子供の早期発見と早期支援のため、乳幼児健診に関わる市町村保健師や障害児通所支援事業所職員等の資質向上と関係機関の連携を図ります。
- 194● 発達障害総合支援センターにおいて、発達が気になる子供やその家族等から相談を受けるほか、関係機関に対して研修や助言指導を行います。
- 195● 地域の関係機関において、発達障害への適切な対応や親への支援ができるよう、人材を育成します。
- 196● 保育所、幼稚園及び認定こども園から小学校へ継続的に支援が進められるよう、小学校教員を対象に研修を実施します。
- 197● 発達障害の診療・療育を一貫して行う拠点施設である中核発達支援センターと、個別療育と親の子育て支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。
- 198● 発達障害児を育てた親が、自らの経験や知識を生かし、先輩として同じ発達障害児を持つ後輩の親の相談支援を実施します。

(4) 一人ひとりの状況に応じた支援

- 199● 若者自立支援センター埼玉において、相談や職業意識啓発などにより、若年無業者の自立を支援します。(再掲)
- 200● 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、支援団体・機関のネットワークを形成し、関係機関の情報共有を図るとともに、支援者のスキルアップを図ります。
- 201● いじめや不登校などについて、「よい子の電話教育相談」で相談を実施します。(再掲)
- 202● 帰国した子供や外国人の子供が、学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な子供に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。
- 203● 性的マイノリティとされる子供に対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子供が安心して学校に通えるよう支援します。

1 **指標** 生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率

現状値 47.8%(平成30年度) → 目標値 60.0%(令和6年度)

2 **指標** 児童養護施設退所児童の大学等進学率

現状値 25.7%(平成30年度) → 目標値 35%(令和6年度)

3 **指標** 子供の居場所数

現状値 322か所(令和元年度) → 目標値 800か所(令和6年度)

4 **指標** ひとり親世帯向け住宅の供給戸数

現状値 0戸(令和元年度当初) → 目標値 700戸(令和4年度)

6 児童虐待防止・社会的養育の充実

(1) 子供を虐待から守る地域づくり

① 児童相談所の体制・機能強化

- 204● 児童福祉司や児童心理司などの専門職員の採用・育成を適切に行うとともに、スーパーバイザーや里親支援、市町村支援のための児童福祉司を適切に配置するなど職員体制の充実と組織体制の強化を図ります。
- 205● 児童相談所の職員の専門性を高めるため、階層別研修や法的対応力などの専門研修などを充実させます。
- 206● 児童相談所に警察官 OB を配置し、児童福祉司と同行訪問するなど子供の安全確認や安全確保の徹底を図ります。
- 207● 医師や弁護士などの専門的知見を活かし、困難な事案への対応力の強化を図ります。
- 208● 休日・夜間もつながる電話相談窓口*を設置し、24時間体制で児童虐待通告への対応を行います。
- 209● 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。
- 210● 児童虐待通告に迅速かつ適切に対応できるよう新たな児童相談所の整備を進めます。
- 211● 児童相談所の業務について、AI や ICT、民間の力を活用し、円滑に遂行できるよう取り組みます。
- 212● 児童相談所において虐待を含む養育、非行、発達など子供に関する相談に対して指導・助言をします。
- 213● 虐待(再発)防止のためには家族全体を含めた相談や支援を行うことが重要なことから、児童相談所の心理・家族支援機能を強化します。また、家族支援プログラムを用いて、虐待等により施設に入所した子供を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。
- 214● 中核市における児童相談所の設置について、県内中核市と継続的に意見交換をし、設置を希望する中核市に対し、必要な支援や助言、情報提供などを行います。

② 一時保護の充実

- 215● 一時保護を要する児童の安全確保やアセスメント(評価)が適切に行われるよう一時保護所の体制強化を図っていきます。
- 216● 一時保護所に心理職員を配置するとともに、児童精神科医によるカウンセリングを実施し、虐待により心に傷を負った子供のケアを行います。
- 217● 一時保護を必要とする、DVの被害者に同伴する子供の心理的ケアや適切に教育を受けられる体制を整備します。
- 218● 一時保護所に学習指導員を配置し、一時保護中の子供の学習機会の拡充に努めます。
- 219● 一時保護所において子供の権利を尊重し、環境改善に取り組むとともに、第三者による評価を実施するなどし運営改善に取り組みます。
- 220● 一時保護を要する児童の増加に迅速かつ適切に対応するため、一時保護所の増設に向けた検討を行います。
- 221● 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等や里親と連携する一時保護委託については、その充実を図ります。

* 「189」 近くの児童相談所に虐待通告・相談ができる児童相談所全国共通ダイヤル

「#7171」 早期に虐待を発見するための埼玉県虐待通報ダイヤル

③ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進

- 222● 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。
- 223● 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。
- 224● 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報提供を行います。（再掲）
- 225● 虐待などの暴力から身を守るとともに人権意識を高めるため、CAPプログラム等を実施します。
- 226● 保護者に対して各種のプログラムを実施し、親子関係の改善を図ります。
- 227● 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、体罰禁止を含めた児童虐待防止に関する広報及び啓発活動を展開します。また、社会貢献活動と協働したオレンジリボンキャンペーンを展開します。
- 228● 保育士・幼稚園教諭、民生委員・児童委員など児童福祉に関わる方などを対象とした研修を実施することにより、児童虐待に適切に対応できる人材を確保し、子供を虐待から守る地域づくりを進めます。
- 229● 小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、スクールソーシャルワーカーと連携して子供を虐待から守る学校づくりを推進します。
- 230● 教職員を対象に児童虐待を早期発見、早期対応する力を養成するとともに、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携などについて研修会を実施します。
- 231● 児童虐待の疑いのある事案の積極的な通告について、医療機関に対して啓発・周知を図ります。
- 232● DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入のため、DVと児童虐待の特性や関連性に関する理解の促進を図るとともに関係機関との連携強化を図ります。
- 233● DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組みます。
- 234● DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入と被害親子に寄り添った保護が行われるように配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための研修を行います。
- 235● 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。（再掲）
- 236● 児童虐待による重大事例が発生した際は、第三者による検証委員会を設置して十分な検証を行い、再発防止策の策定を行います。

④ 子供の権利擁護

- 237● 子供の権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会において子供からの意見聴取を行い、子供の権利擁護に取り組みます。また、専門家による委員会審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。（再掲）
- 238● 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。（再掲）
- 239● 児童相談所職員が子供の意向を汲み取る能力を高める研修を実施するなどし、児童への面接を適切に実施します。
- 240● 社会的養育を受ける子供の権利を子供自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノート」を配布し、子供が意見を述べるができる機会を確保します。また、子供の意見表明を支援する仕組み（アドボケイト制度）を検討します。
- 241● 児童養護施設等が民間機関等による第三者評価制度を活用し、入所児童の意向等の客観的な把握や施

設運営の改善ができるよう指導・助言します。

242● 親権を行う者がいない子供の権利利益を守るため、未成年後見人制度の活用に向けて専門家と連携して適切に支援します。

243● 性的マイノリティとされる子供に対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子供が安心して学校に通えるよう支援します。（再掲）

244● 児童養護施設職員等を対象に研修を行い、性的マイノリティの子供が安心して施設で生活できるように支援します。

⑤ 市町村の子供家庭相談体制への支援

245● 要保護児童を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うため、各市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」において情報交換や適切な役割分担による関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情を踏まえた支援を促進できるようにその運営について積極的な支援を行います。

246● 児童相談の第一義的窓口を担う市町村の児童相談体制の強化のため、職員の資質向上に係る研修の実施など人材育成に取り組みます。また、市町村が相談等対応する児童・家庭について心理、精神保健の分野などでの専門的、技術的な助言を行えるよう支援します。

247● 全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる子育て世代包括支援センターの運営を支援します。（再掲）

248● 養育支援が必要な家庭の早期把握・早期支援のため、市町村と医療機関の連携体制を整備するとともに、研修や事例検討会による市町村担当者の資質向上を図り、妊娠期からの支援の充実を図ります。

249● 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。（再掲）

250● 子供の最も身近な場所において、すべての子供とその家庭及び妊産婦等を対象に必要な支援全般を行う子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、市町村への助言や人材育成などを支援します。

251● 児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び地域からの相談等に応じ助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働きかけ、必要な支援を行います。

252● 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備するとともに、質の充実を図ります。（再掲）

253● 地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築し、コーディネートする能力を高める研修を実施します。

254● 市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。（再掲）

(2) 社会的養育の充実

① 里親等委託の推進

255● 保護を必要とする子供の里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、里親委託など家庭養育を推進するため児童相談所の職員体制の充実を図ります。

256● 明らかに家庭引取りが見込めない新生児などのできる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進します。

257● 未委託里親に社会的養育が必要な子供の現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里親と施設入所児とのふれあい交流を進めます。

258● 未委託里親に対する委託中の里親宅での実習や子供との交流を進めるなど委託の推進に取り組みます。

また、委託後も定期的に訪問するなどして切れ目のない支援を行います。

- 259● 里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する里親フォスタリング事業など民間と連携した里親委託の推進に取り組みます。
- 260● 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。
- 261● 市町村、里親・児童養護施設等、民間団体、企業、メディア等と連携し、広く県民に里親制度の周知を図り、里親登録を促進していきます。
- 262● 里親や里親に関心がある方の意見を聞き、里親委託の推進のための取組に活かします。
- 263● ファミリーホームの設置促進のため、里親等に制度の周知を図るとともに、開設に係る相談に応じ、支援します。

② 特別養子縁組等の推進

- 264● 児童相談所において、パーマネンシー（永続的）保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組みます。また、民間あっせん機関に対し、特別養子縁組等に関する適切な手続きや養親等への支援について助言・指導等を行います。
- 265● 出産に悩みや不安がある妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。

③ 児童養護施設等の体制整備、人材確保・育成

- 266● 児童養護施設等における児童の安全確保及び居住環境の向上のため、国の方針を踏まえ、施設の計画的な整備等を支援します。
- 267● 児童養護施設等において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状況に応じて小規模化かつ地域分散化を促進します。
- 268● 児童養護施設等の一時保護のための施設の整備や里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。
- 269● 児童福祉施設協議会等と連携して人材確保や育成の取組を支援します。
- 270● 児童養護施設等において個々の子供に応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。（再掲）
- 271● 児童養護施設等における心理担当職員の常勤化を促進し、体制の充実を図ります。
- 272● 児童養護施設等の子供に対する心理的ケア、乳児院等の乳幼児に対する心身障害・病虚弱乳幼児のケアを充実し、安全確保及び受入体制の強化を図ります。また、乳児院等の乳幼児の緊急受入及び重症心身障害児の受入体制の強化を図ります。
- 273● 専門的ケアを行う施設である児童心理治療施設の機能強化を支援するとともに、児童自立支援施設の充実を図ります。
- 274● 母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。
- 275● 被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員等の研修の充実を図るとともに、児童養護施設等への指導・支援をきめ細かく行います。
- 276● 児童養護施設、関係する学校、市町村教育委員会の三者の連携強化と支援の充実を図ります。
- 277● 児童養護施設の職員等を対象に、児童虐待を受けた児童生徒への効果的なケアの在り方について研修会を実施します。
- 278● 児童・地域のニーズに応じて一時保護の充実、里親等の家庭支援、相談機能の充実など、児童養護施設等の多機能化を支援します。
- 279● 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等

や里親と連携する一時保護委託については、その充実を図ります。（再掲）

280● 児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び地域からの相談等に応じ助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働きかけ、必要な支援を行います。（再掲）

281● 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。（再掲）

282● 国の方針や地域のニーズを踏まえ、被虐待児など処遇が困難な児童の受入を進めるため、県立児童養護施設の機能強化を図ります。

④ 入所児童等の自立支援

283● 家庭での養育が困難な児童に対して、共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う自立援助ホームについて、開設支援、体制整備及び利用者に対するケアの充実を図ります。

284● 児童養護施設等の入所児童に対して野外体験など多様な体験の機会を確保し、児童の健全な成長や自立を促します。

285● 児童養護施設等の入所児童等が自立後のイメージを持つことができるよう、社会人や退所者等との交流の機会の確保に取り組みます。

286● 児童養護施設等の入所児童等に対して学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。（再掲）

287● 進学、就労が困難な児童養護施設等の入所児童等に対して、学習、就労、生活を支援する関係機関との連携を図ります。

288● 児童養護施設等の退所者等を支援する交流拠点を活用し、退所者等の孤立化を防ぎ、関係機関と連携し個々のニーズに合った支援を行います。

289● 児童養護施設等の退所者等に対して、退所者等の状況に応じて22歳まで引き続き施設等に居住させるなどにより、自立のための支援を行います。

290● 児童養護施設等の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。（再掲）

291● 児童養護施設等の退所者等のニーズに合った自立支援を行うため、入所者及び社会的養育経験者の意見を聞き、取組に活かします。

1 指標 里親等委託率

現状値 22.1%（平成30年度） → 目標値 32%（令和6年度）

2 指標 児童養護施設退所児童の大学等進学率

現状値 25.7%（平成30年度） → 目標値 35%（令和6年度）

7 子育てしやすいまちづくりの推進

(1) 子供にとって安全・安心なまちづくりの推進

① 防犯対策

- 292● 安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」による「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進し、犯罪を防止・減少させるための地域環境を整備します。
- 293● 子供が被害者となる犯罪、特に子供の通学路となる道路や遊び場である公園などの公共空間で発生する犯罪から子供を守るため、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯のまちづくりに向けた環境整備と普及啓発に取り組みます。
- 294● 県民、事業者、NPO等が結成する自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」などによる民間パトロール活動や青少年への声掛け活動を支援します。
- 295● 子供の危険回避能力を高めるため、防犯教室を開催し、防犯意識の高揚を図ります。
- 296● SNSなどインターネットに起因した犯罪から子供を守るため、子供が利用する携帯電話やゲーム機等のインターネット端末におけるフィルタリングの普及促進などに努めるとともに、学校等において子供の情報モラル向上の気運の醸成を図ります。
- 297● 子供が通う施設について、敷地内の安全点検など安全管理を進めるとともに、耐震化や長期保全に資する改修工事を図り、安全で快適な環境を整備します。
- 298● 学校との連携による子供の犯罪被害防止対策や、PTA等の学校関係者、少年警察ボランティア、地域の青少年育成関係者、地域住民等との連携によるパトロール活動などの安全対策を推進します。また、学校と警察との橋渡し役としてのスクール・サポーターの効果的な運用を図ります。

② 交通安全対策

- 299● 通学途中の子供が犠牲になる交通事故が全国的に多発しており、次代を担う子供を交通事故から守るため、通学路の歩道整備を推進します。
- 300● 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、通行空間の確保やバリアフリーに配慮した交通安全施設の整備を行い、移動等の円滑化を推進します。また、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化などを推進します。
- 301● 小・中学校等の通学路や未就学児が園外活動等で使用する道路等について、点検等の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備を行い、子供の安全な通行空間を確保します。
- 302● 子供や保護者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育と地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる民間指導者や交通安全ボランティアなどの育成に努めます。
- 303● 「交通安全教育指針」に則した年齢、通行の態様に応じた体系的な交通安全教育を推進して、交通ルールの周知を図ります。
- 304● チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に実施します。
- 305● 交通事故発生時における被害軽減等、チャイルドシートの必要性について、あらゆる機会を通じて周知するとともに、着用率の向上に努めます。
- 306● 子供と保護者を対象に交通安全教育等を通して、自転車の交通ルールや安全な乗り方について指導するとともに、自転車ヘルメットの着用と反射材等の普及を促進します。
- 307● 子供に対する自転車運転免許制度の普及や「自転車安全利用五則」等を用いた啓発活動を展開して、交通ルールの周知を図り、自転車の安全利用を促進します。

(2) 子育てしやすい住環境の整備

- 308● 民間金融機関と提携した融資制度などにより子育て家庭の良質な住宅確保を支援します。
- 309● 県営住宅について、多子世帯向けなどの子育て支援住宅の専用募集枠を設定するなどにより子育て家庭の居住の安定確保に努めます。
- 310● 既存県営住宅の建て替えの際にバリアフリー化等を図ることにより、居住水準を向上させ子育てしやすい住環境の整備を推進します。
- 311● 子育て世帯の流入及び定住を促進するため、子育てしやすい良質な住まいを県が認定を行います。
- 312● 同居・近居などにより子育て世帯の住み替えを促進します。
- 313● 県営住宅の建て替えにより生み出した土地を活用し、民間事業者が整備・運営する子育て支援施設などを誘致します。
- 314● 市町村や民間企業などと協働して、官公庁施設や民間企業施設などのおむつ替えや授乳のできるスペースを「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児がいる子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めます。
- 315● 妊産婦や子供が円滑に利用できる建築物や駅等の整備を促進するとともに、福祉のまちづくりに関する施策を推進します。

1 指標 自主防犯活動が実施されている地域の割合

現状値 88.9%(平成30年度) → 目標値 90%(令和6年度)

2 指標 声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数

現状値 56市町村(平成30年度) → 目標値 57市町村(令和6年度)

別表1 子ども・子育て支援計画における「量の見込」と「提供体制等」

1. 区域設定

「1号認定」は「県全体を1区域」、「2号認定」、「3号認定」、「地域子ども・子育て支援事業」は「1市町村を1区域」とする。
 (1号認定…3歳以上(教育)、2号認定…3歳以上(保育)、3号…3歳未満(保育))

※「保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」、小規模保育等(地域型保育事業)の教育・保育を利用する子供については、以下の3つの認定区分が設けられている。
 設定区分 利用施設(事業)

1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子供であって、2号認定子供以外のもの	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子供であって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子供であって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所・認定こども園・小規模保育等

2. 教育・保育施設、地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制」

(1) 県全体

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号												
量の見込み															
提供体制															
特定教育・保育施設 1)															
特定地域型保育事業 2)															
認可外(地方単独事業) 3)															
広域利用による提供体制確保															
提供体制確保の状況 4)															
県全体															

市町村計画の内容等を本票に記載するが、現時点では、市町村計画策定中のため未記載

- 1) 幼稚園(私学助成の対象である幼稚園含む)、保育所、認定こども園
- 2) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
- 3) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設
- 4) 「提供体制」から「量の見込」を除いた数

(2) 県内市町村

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	3号												
量の見込み															
提供体制															
特定教育・保育施設															
特定地域型保育事業															
認可外(地方単独事業)															
広域利用による提供体制確保															
提供体制確保の状況															
量の見込み															
提供体制															
特定教育・保育施設															
特定地域型保育事業															
認可外(地方単独事業)															
広域利用による提供体制確保															
提供体制確保の状況															
量の見込み															
提供体制															
特定教育・保育施設															
特定地域型保育事業															
認可外(地方単独事業)															
広域利用による提供体制確保															
提供体制確保の状況															
量の見込み															
提供体制															
特定教育・保育施設															
特定地域型保育事業															
認可外(地方単独事業)															
広域利用による提供体制確保															
提供体制確保の状況															

市町村計画の内容等を本票に記載するが、現時点では、市町村計画策定中のため未記載

3. 教育・保育施設、地域型保育事業の「従事者数」

「2. 教育・保育施設、地域型保育事業の「量の見込」と「提供体制」」の数値等から、保育教諭等の従事者数を推計

職種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭 1)					
保育士 2)					
幼稚園教諭 3)					
家庭的保育者 4)					
県全体					

- 1) 幼保連携型認定こども園に勤務する『保育教諭』の人数
- 2) 保育所、幼保連携型以外の認定こども園及び地域型保育事業に従事する『保育士』の人数
- 3) 幼稚園または幼稚園型認定こども園に勤務する『幼稚園教諭』の人数
- 4) 地域型保育事業に従事する『家庭的保育者』の人数

4. 地域子ども・子育て支援事業(市町村事業)の「量の見込」と「提供体制」

(1) 県全体

事業等名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童クラブ 1)	量の見込(人)				
	提供体制(人)	市町村計画の内容等を本票に記載するが、現時点では、市町村計画策定中のため未			
地域子育て支援拠点 2)	提供体制(か所)				
延長保育事業 3)	提供体制(人)				
一時預かり事業 4)	提供体制(人日)				
病児保育事業 5)	提供体制(人日)				
県計					

- 1) 子ども・子育て支援法(以下、「法」)第59条に定める「放課後児童健全育成事業」の『実人数』を記載
- 2) 法第59条に定める「地域子育て支援拠点事業」及び地方単独事業による地域子育て支援拠点の『実施か所数』
- 3) 法第59条に定める「時間外保育事業」の『実人数』を記載
- 4) 法第59条に定める「一時預かり」事業のうち、「幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり」の『のべ人数』を記載
- 5) 法第59条に定める「病児保育事業」の『のべ人数』を記載

別表2

参考 「指標 里親等委託率」の推計

◆ 令和6年度末までの里親等委託率の計画

(現状値) 平成30年度末時点、里親等委託率 22.1%

県全体	R2	R3	R4	R5	R6
代替養育を必要とする子供数	1,906人	1,908人	1,903人	1,899人	1,871人
里親等への委託(見込)子供数	459人	491人	529人	567人	602人
里親等委託率	24%	26%	28%	30%	32%
(0~3歳未満)	23%	26%	29%	32%	36%
(3歳~就学前)	30%	32%	34%	37%	39%
(学齢期)	23%	25%	26%	28%	30%

「代替養育を必要とする子供数」

児童人口(※1)に対する施設入所・里親等委託の子供数(※2)の割合を推計し、児童人口の推計に乗じて推計値を算出した。

※1 児童人口(0歳~18歳人口)

- ・ 過去10年間の県統計(1月1日時点町丁別人口調査)、国立社会保障・人口問題研究所による5年ごとの将来人口推計による。

※2 施設入所・里親等委託の子供数

- ・ 県集計による3月1日時点の施設入所・委託等の子供数。
- ・ 施設入所については児童養護施設及び乳児院の子供数。
里親等委託については里親及びファミリーホームへの委託子供数。

※3 里親等委託率

- ・ 「里親等への委託(見込)子供数」÷「代替養育を必要とする子供数」×100(%)

埼玉県 福祉部 少子政策課 企画・子育てムーブメント担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-3269 FAX 048-830-4784

Email a3320-09@pref.saitama.lg.jp